

国名及び調査対象地域	フランス
回答者氏名及び所属	Woman For Woman France コンサルタント、 ステファニー・ラミー (Ms)
回答作成日	2025 年 2 月

I. DV 被害者の保護
1 緊急シェルター
(1) 概要 DV 加害者と同居している被害者は、保護命令（「<i>ordonnance de protection</i>」）を裁判官に求めることができる。この命令が発令されると、加害者を家から立ち退かせることも可能になる。この保護措置は、遅くとも 1 週間以内には、家の賃貸借契約又は権利書の名義が誰であるかにかかわらず発令される。裁判官の決定を待つ間、又は保護命令を求める申立てをする前の段階で、被害者とその子どもの即時の安全確保のため、緊急宿泊施設を利用することが可能である。 2014 年にフランスが批准したイスタンブール条約は、暴力を防止し、被害者を保護し、加害者の法的責任を追及することを各国に義務付けている。その中に緊急シェルターを用意することも含まれており、住民 1 万人につき 1 人分の割合で設置することが推奨されている。推定で 1 年につき 2 万人分のシェルターが必要とされている。しかし、2024 年 7 月現在、フランス国内にある暴力の被害者である女性のためのシェルターの収容力は 10,823 人分である。特に虐待から逃れてきた女性のために設計され、安全、心理的支援、法的支援を提供するシェルターがある。緊急宿泊センター（CHU）など、より幅広い人々を対象としたシェルターもあり、困窮した人々にホテルや社会住居などの一時宿泊施設を提供している。社会復帰宿泊センター（CHRS : Centres d'Hébergement et de Réinsertion Sociale）は、住居と長期的な社会復帰支援の両方を提供している。CHRS の中には、暴力の被害者である女性に特化したものもあれば、より広範な人々を対象とするものもある。また、社会住居や家族年金を含む「支援付き住宅」という形式の支援もあり、個々のニーズに応じた社会的支援を伴う一時的又は恒久的な住居を提供している。SIAO（Services Intégrés de l'Accueil et de l'Orientation）が、シェルターの利用申し込みの管理を担当し、社会福祉サービスと利用可能な住宅の間の調整を行っている。SIAO へは専用の電話番号 115 番で連絡できる。 政府がシェルターへの資金提供と住宅支援業務のとりまとめを行い、NGO がシェルターの管理と被害者の支援を行っている。DV 被害者である女性の支援に特化した専門団体があり、全国女性連帯連盟（Fédération Nationale Solidarité Femmes : FNSF）が重要な調整役を担っている。FNSF の支援サービスへの相談は、専用電話番号 3919 番で複数の言語で受け付けている。障害のある人や高齢者など、特別な事情がある被害者も、空きがあれば入所できる。 警察のサービスでも、訴状を提出しなくとも、時には同日中に、シェルターや宿泊所の手配を受けられることがある。Women For Women France の多言語リソースポータルでは、フランス語を話さない被害者が警察に支援を求めるために利用できる手紙の文面を用意している。

特に大都市では、DV 被害者が社会住宅を利用できるまでの待機期間が長くなることが多い。住宅の割り当てを待つ間、緊急ホテル宿泊などの代替の一時宿泊サービスを利用できる。シェルターが満室の場合、地域社会福祉センター（Centre Communal d'Action Sociale : CCAS）のソーシャルワーカーが、被害者とその子どもが一時的にホテルに宿泊できるよう手配することができる。さらに、Réseau Solidaire des Familles d'Accueil などの NGO が、一時的に安全に身を寄せる場所を確保できるよう被害者とボランティアのホストファミリーのマッチングを行っている。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法（3 機関程度を例に挙げ記入）

専用電話番号 115 番（SIAO）：DV 被害者に限定されない緊急シェルターへの入所について相談できる 24 時間年中無休の無料ヘルプライン。大半の地域では、DV に関する特定の相談について、緊急シェルターと地域 NGO の間の調整を行うための対応手順が整備されている。比較的電話がつながりやすい時間帯は午前 11 時～午後 3 時で、かけ直す必要があることもある。今後住宅支援の受給資格が得られるよう、居住する県（department）の名前を伝える必要がある。

専用電話番号 3919 番（FNSF）：DV に関する支援とアドバイスを得られる秘密厳守・24 時間年中無休の無料ヘルプライン。FNSF の NGO メンバーが管理するシェルターに関する情報提供、カウンセリング、紹介を行っている。

移民や不法滞在の女性については、La Cimade と RAJFIRE が特化した支援を提供し、安全な宿泊施設の確保に協力している。

各地域の NGO の問い合わせ先情報は、政府のウェブページの「department」セクションを検索して探すことができる（フランス語のみ）。

<https://arreteonslesviolences.gouv.fr/associations-de-lutte-contre-les-violences-sexistes-et-sexuelles/associations>

(3) 入所の要件

DV 被害者のためのシェルターへの入所の相談方法は、宿泊施設の種類とそれを管理する組織によって異なる。専用電話番号 115 及び緊急避難センター（Centres d'Hébergement d'Urgence : CHU）経由で利用できる緊急シェルターは、正式な書類や訴状の提出を必要としない。これらのシェルターは、不法滞在者や非居住者を含むすべての被害者に開かれているが、入所可能かどうかは需要と地域の収容可能人数による。

女性専用シェルターや社会復帰宿泊センター（Centres d'Hébergement et de Réinsertion Sociale : CHRS）など、保護に特化したシェルターでは、差し迫った危険に直面している被害者が優先される。これらのシェルターの中には、115 番、社会福祉サービス、警察、又は被害者支援組織からの紹介を必要とするものもあるが、訴状の提出は必須ではない。

支援付き住宅や社会住居を含む移行期及び長期の住居には、ソーシャルワーカーからの紹介と必要性の証明が必要である。これらの宿泊施設の中には、所得に基づく受給資格基準を適用しているものもあり、またフランス人以外の居住者の入所についてはビザ又は居住資格の有無が問われることもある。シェルターの種類にかかわらず、子どものいる女性、リスクの高い女性、社会福祉サービスや法執行機関から紹介された人が優先さ

れる。

(4) 支援内容

DV 被害者のためのシェルターは、安全、安定、長期的な社会復帰のための様々なプログラムやサービスを提供している。115 番又は 3919 番への電話相談では、具体的な希望条件を指定できる。入所時に個々のニーズが評価される。緊急シェルターは、安全な宿泊施設、食料、生活必需品を含む即時の保護を提供する。カウンセリングやセラピーを通じた心理的サポートを提供して、被害者のトラウマからの回復を支援する。多くのシェルターで法的支援を提供しており、被害者が訴状の提出、保護命令の取得、親権に関する取決めなどの手続きを進めるのを手助けしている。

(5) DV 被害者が外国人の場合の支援内容（通訳支援等を含む）

具体的なサービスの提供可否はすべて、提供可能な状況かどうかによる。場合によっては相談の電話を改めてかけ直す必要がある。

115 番：フランス語を話さない人向けの通訳サービスあり。DV 被害者に特化した支援や移民・外国人女性向けのサービスのない一般向けのシェルターに案内されることがある。

3919 番：フランス語を話さない人向けの通訳サービスあり。その県や地域で空きがあれば、外国人向け支援のある DV 被害者用シェルターに案内される。

La Cimade 及び RAJFIRE：必要に応じた通訳サービスあり。外国人に特化した支援のあるシェルターに優先的に案内される。外国人に特化した支援には、居住資格や亡命申請の権利に関する事務手続きの支援や、食事に関する制限への対応が含まれることがある。

(6) その他、一時保護に関する有益な情報

入所に備えて生活に必要なものをまとめておくとよい。身分証明書（パスポート、居住許可又はその他の公的書類）、健康保険カード、子どもの出生証明書、保護命令や警察の調書などの法的書類を含む重要な書類があれば持参する。薬を服用しているのであれば、十分な量の薬と処方箋が必要。衣服、洗面用具、子ども用品（おむつ、粉ミルク、学用品）など、基本的な身の回りのものを持参することが推奨される。生活に必要なものが支給されるシェルターもあるが、利用できるかどうかは状況による。

安全上の理由から、シェルターの場所は誰にも、特に DV 加害者と関係のある人には教えない。

2 警察による DV 被害者の支援

(1) 概要

国家警察（Police Nationale）と国家憲兵隊（Gendarmerie Nationale）のいずれも DV 事件を扱っているが、管轄権と組織構造が異なる。国家警察は都市部で活動しており、警察署（commissariats de police）で訴状の受理を行う。国家憲兵隊は、農村地域、小さな町、郊外地域を管轄。被害者は憲兵隊班（brigades de gendarmerie）に DV を通報することができる。警察官も憲兵も、初期教育の一環として、また継続的なプログラムを通じて、DV に関する訓練を受けている。訓練では、様々な虐待の形態を認識し、リ

スクを評価し、被害者と親身にコミュニケーションをとることを学ぶ。接近禁止命令や被害者の権利を含むフランスの法的保護、社会福祉サービスや司法機関との調整についても訓練で取り扱う。

警察と憲兵隊は、法執行機関に組み込まれたソーシャルワーカーの集団である警察署・憲兵隊社会介入組織（Intervenants Sociaux en Commissariat et Gendarmerie : ISCG）と緊密に協力している。ISCG は心理社会的支援、法的アドバイス、緊急住宅への紹介を行う。

法的居住資格を持たない外国人被害者は、資金面で制約がある場合には、地方裁判所を通じて申請することにより、無料の法律扶助（Aide Juridictionnelle）を通じて法的代理人を立てることができる。さらに、いくつかの非営利団体が無料又は低料金の法的支援を提供している。例えば、La Cimade（移民と亡命希望者の支援）、GISTI（不法滞在者への法的アドバイス）、France Terre d'Asile（難民支援）などがある。

（2）警察による DV 被害者支援の内容

被害者は緊急時に 17 番（又はヨーロッパの番号 112 番）に電話して、直ちに警察又は憲兵隊の介入を受けることができる。聴覚障害や言語障害がある被害者は、114 番にテキストメッセージを送ることもできる。憲兵隊や警察署に直接訴状を提出することもできる。また、専用のチャットプラットフォーム（フランス語のみ）<https://www.service-public.fr/cmi> から、ISCG 担当者の立ち会いのもとでの面談の予約をとることもできる。

被害者には、捜査開始のために訴状の提出が必須というわけではないことが伝えられる。警察官や憲兵は、被害者が正式な訴状を提出する準備ができていなくとも、司法情報報告書（「Procès-verbal de renseignement judiciaire」）を通じて事件の記録を作成できる。この報告書を後日法的証拠として使用できる。

事情聴取の最後に、地域の被害者支援サービスについて記載した「コンタクトシート」が渡される。以後は ISCG が引き継いで、被害者を最も適した支援組織につなぐための調整を行う。

警察・憲兵は、民法典第 515 条の 9 から第 515 条の 13 に基づいて発行される保護命令（「ordonnance de protection」）の取得を支援することができる。保護命令は、1 週間以内に発令され、これにより加害者を即時に家から退去させることが可能になる。被害者はこの命令を得るために刑事告訴をする必要はない。保護は DV にさらされた子どもにも及ぶ。

警察が DV の通報に応じた場合、警察の介入は、被害者を守り、状況进行评估し、可能であれば加害者を逮捕することを目的としている。暴力が疑われるが明白だとは言えない段階では、警察官・憲兵は慎重を期して、被害者に緊急連絡先が記載された DV 情報カードを渡す。

警察・憲兵は、裁判所命令や電子的保護の違反に関連する緊急事態にも対処する。フランスでは、加害者を監視し、加害者を被害者に接近させないようにする電子足輪などの電子監視システムが導入されている。加害者が接近禁止範囲内に足を踏み入れると当局と被害者に警報を送り、迅速な警察の介入を可能にするシステムである。さらに、被害

者が脅威を感じたときに即座に法執行機関に通報できる緊急警報装置やパニックボタンが支給されることもある。装置を起動すると、被害者の位置情報が最寄りの警察部隊に送信され、状況に迅速に対応しやすくする仕組みである。

(3) 告訴、被害届等の書類の入手方法

訴状の写しは、提出手続きの最後に被害者に提供される手順になっている。提供されなかった場合は、訴状提出先の警察署（「*commissariat de police*」）又は憲兵隊に直接請求することができる。可能であれば、公式の身分証明書を持参し、訴状の提出日と整理番号を伝えらるとよい。

保護命令又は訴訟手続きを伴う事件については、弁護士を通じて、又は事件を担当する裁判所の検察官事務所（「*parquet*」）に連絡して、警察の調書（「*procès-verbal de renseignement judiciaire*」）又は司法記録の提供を求めることもできる。

提出文書の請求手続きに困難を感じる場合は、全国女性連帯連盟（*Fédération Nationale Solidarité Femmes : FNSF*）や女性・家族情報資料センター（*Centres d'Information sur les Droits des Femmes et des Familles : CIDFF*）などの被害者支援組織から、文書請求プロセスの進め方についての支援を得ることができる。

(4) DV 被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

フランス語を話さない人は、刑事訴訟法（*Code de procédure pénale*）の第 D594 条の 11 に定めるところにより、通訳サービスを受ける権利を有する。また警察・憲兵隊は、115 番と連携して緊急シェルターの手配につなげたり、3919 番と協力して被害者を適切な支援組織に導いたりすることができる。

訴状を提出することや DV 被害者として認められることにより、移民申請手続きを進めやすくなることがある。入国滞在法典（*Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile : CESEDA*）第 L425 条の 1 に基づき、人道上の理由により居住資格が認められる場合があるためである。

支援組織：

La Cimade

- 電話：+33 1 44 18 60 50
- ウェブサイト：www.lacimade.org

GISTI (Groupe d'Information et de Soutien des Immigrés)

- 電話：+33 1 84 60 90 26
- ウェブサイト：www.gisti.org

France Terre d'Asile

- 電話：+33 1 53 04 39 99
- ウェブサイト：www.france-terre-asile.org

(5) その他、警察による DV 被害者支援に関する有益な情報

2021 年以来フランス政府は、警察署に赴くことに不安のある DV 被害者のための「署外訴状提出」手続きの仕組みを推進してきた。被害者は、自宅、親戚宅、団体拠点、病院など、警察署ではない第三者の場所から訴状を提出できる。

被害者は、訴状の提出にあたり医学的証拠を提供する必要はないが、傷害を記録するために警察で必要とされた場合には医師による診察が行われることがある。警察の調査は、刑事訴訟、保護命令、移民被害者の居住資格申請において重要な証拠となる。

3 その他の被害者保護に関する制度

検察庁内の DV 専門部署：DV 事件を迅速に処理し、被害者が迅速な保護措置を受けられるようにするための専門部署。事件の通報から司法介入までの時間を短縮すべく、捜査と加害者訴追が優先的になされるよう法執行機関、社会福祉サービス、被害者支援組織と緊密に協力している。

DV 事件において加害者に着用させる電子足輪（再接近防止足輪）の支給を求めるには、被害者又はその法的代理人が司法裁判所の検察官（*procureur de la République*）又は捜査裁判官（*juge d'instruction*）に申立書を提出しなければならない。この申立ては、家事事件裁判官（*juge aux affaires familiales*）が発令する保護命令（*ordonnance de protection*）の一環として、又は刑事訴訟手続きの中で行うことができる。被害者は、弁護士、被害者支援組織、又は地域の法執行機関に支援を求めることができる。申立てが承認された場合、加害者に電子足輪の着用が義務付けられ、加害者が所定の距離を超えて被害者に接近すると当局に警報が送られるようになる。被害者にも、命令への違反があった場合に法執行機関に通報する警報デバイスが支給される。DV 事件における電子監視の法的枠組みは、刑事訴訟法第 138 条及び民法典第 515 条の 11 に基づいて確立されており、これにより裁判官は保護措置として電子足輪の着用を課すことができる。2019 年 12 月 28 日付けの法律第 2019-1480 号により、加害者と被害者の接触を防止するための電子監視の利用範囲が拡大されることにより、被害者の保護が強化された。この措置は司法当局によって執行され、加害者が足輪による制限に違反すると、直ちに逮捕され、さらなる法的不利益を被る可能性がある。電子監視を課す決定を下すにあたっては、リスクレベル、暴力の履歴、被害者の安全を確保する必要性が考慮される。加害者に着用させる電子足輪の入手に関する詳細や、申立書の提出について、被害者は地域の警察署（*gendarmerie* 若しくは *commissariat*）又は法律扶助事務所（*Maison de la Justice et du Droit*）に支援を求めることもできる。
<http://www.annuaires.justice.gouv.fr/annuaires-12162/annuaire-des-maisons-de-justice-et-du-droit-21773.html>

交互監護一時停止（*Garde Alternée Suspendue*）法（2023 年）：2023 年に制定されたこの法律は、一方の親が DV の容疑を受けたり、有罪判決を受けたりした場合に、共同親権の権利を自動的に一時停止する法律である。この措置は、加害パートナーが親権の取決めを利用して被害者を支配しようとすることを防ぎ、それによって被害者と関係する子どもの両方の安全と福祉を優先するものである。

DV 事件の法的手続きの関係者となった子どもについて、法律上の保護者が子の権利及び利益を保護することができないときは、代わりにその権利及び利益を保護する特別後見人（*administrateur ad hoc*）を任命することができる。この任命は、子どもが DV の直接的又は間接的な被害者である場合、特に親が加害者である場合に、裁判官（少年係裁判官（*juge des enfants*）又は予審裁判官（*juge d'instruction*））によって行われる。特別後見人は、多くの場合、訓練を受けた弁護士や児童保護専門家であり、子どもの法的代理人として行動し、法廷で子どもが言い分を述べられるようにし、子どもに代わって法的措置を申立て、子どもの最善の利益のために決定を下す。また、緊急宿泊施設の確保や保護命令の申立てなどの保護措置に関する支援を行うこともある。こうした法律上の仕組みにより、DV の影響を受けた子どもに独立した代理人が付き、子どもがさら

なる危害を受けることがないようにし、司法手続きの最初から最後まで子どもの福祉が守られるようにしている。

安全な場所としての薬局：2020年に開始されたこのプログラムは、被害者が地域の薬局で人目を引かずに助けを求めることができるようにするものである。被害者が「マスク 19 (mask 19)」という合言葉で薬剤師に SOS を伝えることができ、訓練を受けた薬剤師が当局に連絡したり、シェルターや支援サービスにつないだりする仕組みである。直接警察に行くことに不安のある被害者のための代替手段となる。

公共交通ハブにおける危機対応ポイント：2023年以來、主要な駅や公共交通機関のハブに、被害者が人目を引かずに被害を通報できる危機対応拠点が設置されている。訓練を受けたスタッフが迅速な支援を提供し、被害者が公共の場でも支援を求めることができるようにしている。

II. DV 被害者の自立支援

1 医療保険

(1) 概要

フランスの DV 被害者は、居住資格や資金状況にかかわらず、医療を受けることができる。Protection Universelle Maladie (PUMA) システムは、一般に「社会保障」(「sécurité sociale」)と呼ばれ、フランスに安定的かつ定期的に居住する個人が健康保険の給付を受けられるようにしている。この制度は、医療費の一部を還付するもので、還付割合は受けた医療の種類によって異なる。還付金は患者の銀行口座に直接振り込まれるが、その前にいったんは自分で医療費を支払う必要がある。残りの費用を賄うために、民間の医療保険(「mutuelle」)に加入することが奨励される。資金面で制約があり民間保険への加入が難しい場合は、低所得者を対象として残りの医療費を全額又は一部負担する国の追加医療支援プログラムである Complémentaire Santé Solidaire (CSS) に申し込むことができる。

法的な居住資格を持たない人は、必要性の高い治療と緊急医療の費用を負担する Aide Médicale de l'État (AME) を通じて医療を受けることができる。すべての場合において、病院には患者に緊急医療援助を提供する責任があり、保険に未加入であるために緊急医療を受けられないということがないようにしている。

消防(Pompiers)(救護、電話番号 18 番)や病院などの緊急サービスは、個人の保険の加入状況や支払い能力に関係なくケアを提供する義務を負っているため、緊急事態においては躊躇せずに直ちに医療関係者に助けを求めるべきである。

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法

CPAM : <https://www.ameli.fr/assure/adresses-et-contacts> で郵便番号又は県(department)を入力すると最寄りの CPAM 事務所を調べることができる。このサイトから、面談のオンライン予約や、必要なフォームの入手、処理日数の確認もできる。電話で直接相談したい場合は、3646 番(標準通話料金が発生)で CPAM の全国ヘルプラインにアクセスできる。英語サポートの番号は 09 74 75 36 46。聴覚障害や言語障害のある人は、フランス語手話(LSF)、リアルタイム文字起こし(TTRP)、フランス

語口話法（LfPC）などの中から使いやすいコミュニケーション方法を選んでカウンセラーに連絡を取ることができる。

このサービスには Elioz Connect ウェブサイト <https://elioz.fr/elioz-connect/annuaire/assurance-maladie-annuaire/>からアクセスする。

CPAM は、PUMA、AME、及び CSS に関連する相談に対応。

Protection Universelle Maladie（PUMA）：安定的かつ定期的にフランスに居住する個人が対象。

被雇用者への Protection Universelle Maladie（PUMA）の適用については、雇用主が該当する健康保険基金（Caisse d'Assurance Maladie）への登録手続きを行って、従業員が健康保険の給付を受けられるようにする責任を負っている。この手続きにより、PUMA の制度をスムーズに利用できるようになり、従業員が国の医療保険制度の下で医療費の給付を受けられるようになる。

被雇用者でない人が PUMA の適用を受けるには、健康保険加入申込書（S1106）に必要な事項を記入し https://www.ameli.fr/sites/default/files/formulaires/168/s1106_puma_demande_od_remp.pdf、必要な補足書類を添えて提出する必要がある。申込書には、有効な居住許可（「titre de séjour」）又は亡命申請書の「認証書」の写しなど、居住権があることを証する文書を添えなければならない。申請者が雇用されていない場合は、フランスに安定的に居住していることを証する追加文書が必要となる。家賃の領収書、ガスや電気の請求書、又はホストからの「attestation d'hébergement」（宿泊証明書）などがこれに該当する。医療費の直接還付がスムーズに行われるようにするため、IBAN が記載された銀行口座証明書（「relevé d'identité bancaire – RIB」）も提出する必要がある。可能であれば、納税通知書（「avis d'imposition」）と出生証明書の謄本又は親の記載のある抄本も添える。ただし政治亡命者は、これらの文書入手のために出身国の当局に連絡してはならない。申込書を提出する前に、提出物全体のコピーを作成するか、写真を撮ることが推奨される。申込書は、配達記録付き書留郵便（「lettre recommandée avec accusé de réception」）で送付する。提出の証拠として受理証明書（「preuve de dépôt」）を保管する。

手続きの所要期間は該当の健康保険基金（Caisse d'Assurance Maladie）による。申込書の提出から 2 カ月以内に回答がない場合、申請者は健康保険基金に連絡して申請書類の処理状況を確認したほうがよい。申請が承認されると、申請者は医療保険の権利を確認する文書である権利証明書（「attestation d'ouverture de droits」）を受け取る。この書類には、申請者の固有の社会保障番号（「numéro de sécurité sociale」）が記載されている。通知書には「Ma nouvelle carte vitale」という書式も含まれており、申請者はこの書式を使用して、医療費還付を受けるための公式の健康保険カードとして機能する Vitale カード（「carte vitale」）の交付を申請することができる。Vitale カードの交付を待つ間も、医療機関での診察時や薬局で権利証明書（attestation d'ouverture de droits）を提示することで医療費の還付を受けることができる。Vitale カードが届いたら、まず薬局に行って更新（「mise à jour」）の手続きをしてカードを有効化する必要がある。医療費の直接還付がスムーズに行われるようにするため、医療機関での診察時及び薬局では必ず Vitale カードを提示しなければならない。

国家医療扶助（Aide Médicale de l'État : AME）：法的居住資格を持たない人が対象。

適用を受けるには、公式の申請書書式 <https://www.ameli.fr/sites/default/files/formulaires/93/s3720-demande-aide-medicale-etat-ame-2021.pdf> に必要事項を記入し、補足書類を添えて提出する。パスポート全ページのコピー、又はそれが入手できない場合は国民 ID カードのコピーも添えること。カラーの身分証明書写真と、フランスに安定的に居住していることを証するもの、例えば家賃の領収書、公共料金の請求書、宿泊証明書（「attestation d'hébergement」）なども必要となる。所得・資産状況を証明する文書も添付する。パスポートを所持していない場合は、パスポートがないことを示す宣誓陳述書（「attestation sur l'honneur」）を添付することが推奨される。

フランス語を話さない申請者には、申請手続きを行うにあたって通訳・翻訳支援を提供できる人が同行することが推奨される。申請後 2 カ月以内に、健康保険基金（Caisse d'Assurance Maladie）から面談日時の記載された手紙が届く。面談に行くと国家医療扶助（Aide Médicale de l'État : AME）利用資格カードが発行される。カードは申請書提出日から 1 年間有効で、申請者が受給資格基準を引き続き満たしていることを条件として 1 年ごとに更新できる。

保険適用の中断を回避するためには、有効期限の 2 カ月前に健康保険基金（Caisse d'Assurance Maladie）に更新申請書を提出する必要がある。事前の支払いを求められずに医療サービスを受けられるよう、医療機関での診察時及び薬局利用時には毎回必ず AME カードを提示する。

申請書の提出から 2 カ月を過ぎても回答がない場合、該当の健康保険基金（Caisse d'Assurance Maladie）に連絡して申請書類の処理状況を確認したほうがよい。申請が承認されなかった場合は、異議申立て（「recours」）手続きを行うことができる。異議申立て手続きは不承認の通知を受けた日から 2 カ月以内に開始する必要がある。以下の 2 種類の手続きがある。友好的異議申立て（「recours gracieux」）は、健康保険基金（Caisse d'Assurance Maladie）の理事長に不承認の決定を再考するよう求めるもの、対立的異議申立て（「recours contentieux」）は、申請者の居住地の行政裁判所（「tribunal administratif」）に訴訟を提起するものである。管轄の行政裁判所は、政府の公式サイトで申請者の居住地の郵便番号を入力して調べることができる。

異議申立て手続きを進めるにあたっては、無料の法律扶助を提供している弁護士又は定評ある非営利団体（「association」）に支援を求めることが強く推奨される。

連帯補完健康保険（Complémentaire Santé Solidaire : CSS）

連帯補完健康保険（Complémentaire Santé Solidaire : CSS）の適用を受けるには、管轄の健康保険基金（Caisse d'Assurance Maladie）にオンライン又は郵送で若しくは直接出向いて申請する。オンラインで申請するには、申請者自身の Ameli.fr アカウントにログインし、[Mes démarches > Faire une demande de Complémentaire Santé Solidaire] を選択して、表示される案内に従って操作する。申請が提出されると Ameli アカウントのメールボックスに確認メールが届く。直接出向いて又は郵送で申請するには、申請書書式 https://www.ameli.fr/sites/default/files/formulaires/formulaire_s3711-demande_complementaire_sante_solidaire-assurance_maladie.pdf をダウンロードして必要事項を記入し、必要書類を添付して書類一式を提出する。健康保険基金

(Caisse d'Assurance Maladie) の受付に持参して直接手渡してもよいし、提出の証拠が残るよう書留郵便 (「lettre recommandée avec accusé de réception」) で送ってもよい。発送した証拠として領収書を必ず保管すること。

管轄の健康保険基金 (Caisse d'Assurance Maladie) がどこかわからない場合は、最寄りの健康保険一次基金 (Caisse Primaire d'Assurance Maladie : CPAM) に問い合わせて確認できる。CPAM の連絡先は Ameli 公式サイトで確認できる。

申請書の提出後 2 カ月以内に健康保険基金 (Caisse d'Assurance Maladie) で申請書が処理され承認の可否が申請者に郵送される。拠出金負担なしでの CSS の適用が承認されたら、薬局で Vitale カード (「carte vitale」) の「mise à jour」を依頼してカードを更新する必要がある。Vitale カードがない場合に医療を受けようとするときは必ず加入証書 (「attestation de droit」) を提示する。拠出金負担ありでの適用が承認された場合は、承認通知書とともに送付された会員登録書書式 (「bulletin d'adhésion」) を返送する。手続きが完了すると、CSS の適用対象であることを証する加入証書 (「attestation de droit」) が交付される。その後、薬局で Vitale カードの更新手続きをして適用を有効にするか、Vitale カードがない場合は加入証書 (「attestation de droit」) を提示する。

申請が承認されなかった場合は、民間の医療保険 (「mutuelle」) への加入を選択できる。不承認の決定に不服があり、自身が受給資格基準を満たしていると考える場合は、不承認通知書に記載された手順に従って、異議申立て (「recours」) 手続きを通じて不服を申立てることができる。

民間保険 (Mutuelle)

フランスでは、雇用者が従業員向けの医療保険を用意することが法律で義務付けられているため、被雇用者は、会社がその義務に従って提供する医療保険 (mutuelle) に加入することができる。受給資格については会社が条件を定めることができる。大半の場合、保険料の一部を会社が負担する。保険によっては、被保険者が個別のニーズに応じて保障範囲を設定できるカスタマイズパッケージが用意されている。

加入する保険を選択したら契約書に署名する。必要な提出書類は保険会社から指定される。提出書類には通常、還付金の振込を受けるための銀行口座証明書 (「Relevé d'Identité Bancaire – RIB」) が含まれる。手続き完了後、被保険者が国の健康保険制度に登録されている場合は保険会社から健康保険基金 (Caisse d'Assurance Maladie) に通知される。申請者は、Ameli.fr アカウント又は該当の健康保険制度のプラットフォームでこの紐付けを確認することができる。

大半の医療保険会社でリモートデータ送信が導入されているため、未還付の医療費があれば健康保険基金 (Caisse d'Assurance Maladie) から自動的に保険会社に通知される。このプロセスにより、保険会社が契約書に定められた保障限度の範囲内で還付金を処理することになるため、追加の事務作業が不要になる。その後、被保険者の銀行口座に直接還付金が振り込まれる。

(3) 利用の要件

PUMA (被雇用者及び非被雇用者) : 申請者がフランスに安定的にかつ合法的に居住し

ていること。

AME：申請者が居住許可（「titre de séjour」）、居住許可申請の審査待ちであることを示す ANEF サイトからの公式な受理証（「attestation de prolongation d'instruction」）、又は法的居住資格取得手続きが進行中であることを証するその他の文書を保持していないこと。申請時点で過去 3 カ月以上継続的にフランスに居住していること。この居住期間に中断があると受給資格が失われるおそれがある。Mayotte は AME の適用対象外。申請者の所得・資産状況が所定の基準を下回っていること。基準は世帯の規模と地域により異なる。AME の所得制限は、2024 年 4 月 1 日より、連帯補完健康保険（Complémentaire Santé Solidaire : CSS）の要件と統一されている。フランス首都圏と海外県（「DROM」）には異なる所得制限が適用される。AME の適用対象期間は 1 年間で、継続して医療費支援を受けるには毎年更新の手続きが必要。

CSS：CSS では、所得レベルに応じて、拠出金負担なしでの適用が認められる場合と、低額の拠出金負担が求められる場合がある。2024 年 4 月 1 日現在、フランス本土に居住する単身世帯の年間所得制限は、拠出金負担なしの完全保障の場合は 10,166 ユーロ、拠出金負担ありの場合は 13,724 ユーロとなっている。2 人世帯の場合、基準額はそれより高くそれぞれ 15,249 ユーロと 20,586 ユーロとなる。基準額は世帯の規模によって調整される。受給資格は、申請日の 2 カ月前までの 12 カ月間における世帯収入に基づいて判断される。例えば、2024 年 4 月に申請する場合は、2023 年 3 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までの収入が審査の対象となる。申請が承認されると、世帯全体が CSS の適用を受けることができ、診察、薬の処方、入院、歯科医療、補聴器、眼鏡にかかる医療費について事前の支払いを求められることなく全額保険で賄えるようになる。

民間保険（Mutuelle）：普遍的医療保護制度（Protection Universelle Maladie : PUMA）として知られる（「社会保障」（sécurité sociale）とも呼ばれる）一般制度に代表される国の健康保険制度に登録されている人は、補足的医療保険（「mutuelle」）に加入する資格を有する。「社会保障」（sécurité sociale）の適用対象でない人は、保険会社に直接問い合わせ、「社会保障」（sécurité sociale）の対象外である人の加入を受け付けているかどうかを確認することができる。

(4) DV 被害者が外国人の場合の配慮

利用可能な医療保険は居住資格の有無によって異なる。非居住者の被害者にとっては AME が唯一の選択肢となる。病院救急サービスは、患者が医療保険に加入しているかどうかにかかわらず、医療を提供することを拒否できない。

CPAM では英語での相談を電話番号 09 74 75 36 46 番で受け付けている。英語版の資料 <https://www.ameli.fr/haute-garonne/assure/english-pages> も用意されている。予約制で通訳・翻訳者の手配にも対応している。

(5) その他、医療保険に関する有益な情報

緊急医療：フランスの病院や救急サービスは、患者の保険加入状況や経済状況にかかわらず、緊急医療を提供することを法律によって義務付けられている。被害者は、緊急事態においては躊躇せずに医療関係者に助けを求めるべきである。緊急通報先：

- Pompiers（消防・救護）：18 番

- SAMU（救急医療サービス）：15 番
- 欧州緊急通報番号：112 番

秘密保持：DV 被害者は、医療情報が加害パートナーに知られてしまうことがないよう、医療記録や保険に関する情報の秘密保持を求めることができる。

- 問い合わせ先：健康保険一次基金（Caisse Primaire d'Assurance Maladie : CPAM）は、秘密保持が求められる案件に対応可能。こちらのサイト www.ameli.fr で地域の事務所を調べることができる。
- CPAM の英語対応ヘルプライン：09 74 75 36 46

無料予防医療サービス：公衆衛生プログラムを通じて次のような医療サービスを無料で利用できる。

- リプロダクティブ・ヘルスや避妊に関するもの（家族計画センターを通じて利用可能）。
- 公立病院や社会福祉サービスを通じたメンタルヘルス支援。
- がん検診と予防健診。
- 家族計画及びリプロダクティブヘルス・サービスに関する連絡先：Planning Familial（フランス家族計画協会）：www.planning-familial.org

トラウマを抱えた DV 被害者のための医療・ケア：被害者は、病院や女性の健康を専門に扱う機関を通じて、トラウマに関する専門知識のある従事者による医療や心理的ケアを受けることができる。

- トラウマを抱えた DV 被害者への支援：Women Safe & Children が、DV 被害者に医療面、心理面、法律面での支援を提供している。
- 問い合わせ先：www.women-safe.org | 電話：01 39 10 85 35

妊娠中の被害者への支援：妊娠中の DV 被害者は、出産までの医療支援やリスクにさらされたときの緊急シェルター入所といった妊婦のためのケアを優先的に受けることができる。

- 母子保健支援：母子保護施設（Protection Maternelle et Infantile : PMI）が、無料の産前及び産後ケアを提供している。
- 連絡先：地域の PMI センターの情報は、県議会（Conseil Départemental）のウェブサイト又は役所（Mairie）で調べることができる。

メンタルヘルス及び心理的支援サービス：

- Psycom（精神保健情報サービス）：www.psycom.org
- 医学心理学センター（CMP）は、調整及び外来ケア担当部門として、一般の人々を対象に予防、診断、外来治療、在宅介入を行っている。
<https://www.f2rsmpsy.fr/annuaire-des-CMP>

2 生活保護

(1) 概要

大半の福祉手当・生活費支援は、家族手当公庫（Caisse d'Allocations Familiales : CAF）又は農村地域の場合は農業社会共済（La mutualité sociale agricole : MSA）に

加入していることが受給の条件となっている。

フランス政府は現在、DV 被害者への即日緊急資金援助を行っていない。緊急の経済的支援を必要とする被害者は、生活必需品を賄うための資金の貸与や援助ができる可能性のある信頼できる個人に助けを求めることを考える必要がある。また、様々な NGO が、食料を含む生活必需品を提供するサービスを行っている。子どもがいる人は、困窮世帯のための経済的又は物質的援助について、子どもが通う学校に問い合わせることもできる。

2023 年から導入された短期的支援策として、受給資格のある被害者が、CAF 又は農業社会共済（La mutualité sociale agricole : MSA）から普遍的緊急援助（Aide Universelle d'Urgence : AUE）を受けられるようになっている。この援助は、有効なフランス居住権を持つ被害者であれば誰でも利用できる。被害者の経済状況に応じて、援助金は返済不要の一時金又は無利子の貸付となり、最低 240 ユーロが支払われる。金額は被害者の収入や家族の状況に応じて決定される。自分の銀行口座を持っていない被害者は、援助金の受け取りがスムーズにできるよう、できるだけ早く開設することが推奨される。フランスの法律では、すべての居住者に「droit au compte」（口座を持つ権利）が保障されている。そのため銀行は、正規の書類がない人に対しても基本的な銀行口座の開設を拒否することはできない。会社の財形貯蓄制度（「Plan Épargne Entreprise」）で貯蓄をしている被雇用者は、DV を受けたときに雇用主に相談して満期前の引き出しを求めることができる。

また、ソーシャルワーカー（「travailleur social」）との面談を設定することが推奨される。個人個人に合わせた支援、行政手続きサポート、援助金申請についてのアドバイスを受けることができる。ソーシャルワーカーは、被害者の状況に応じて低料金又は無料で公共交通機関を利用できる制度を利用するための相談にも応じている。面談の予約は、県議会（Conseil Départemental）、地域の役所（「mairie」）の地域社会福祉センター（Centre Communal d'Action Sociale : CCAS）、又は被雇用者の場合は会社のソーシャルワーカー（「assistante sociale」）を通じて行うことができる。

結婚している又は子どものいる人は、裁判官の決定に従い、配偶者又は子のもう一方の親から扶助料を受け取ることが認められる場合がある。結婚している人が離婚する場合、離婚手続き中に配偶者扶助料の支払いを受けられる場合がある。離婚した親は離婚後の子育て費用を賄うために養育費を受け取ることができる場合がある。ただし、これらの法的手続きは、決定が下されるまでに数週間から数カ月かかる場合がある。子どものいる DV 被害者は、裁判所の審理の前に家族手当公庫（Caisse d'Allocations Familiales）にひとり親支援手当（Allocation de Soutien Familial : ASF）の給付を申請できる。

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

CAF / MSA : 受給資格基準を満たす場合には、家族手当公庫（CAF : Caisse d'Allocations Familiales）又は加入している農業社会共済（MSA : La mutualité sociale agricole）を通じて、家族手当を申請することができる。登録が必須となっており、最寄りの CAF / MSA 事務所に出席しての登録（そこで職員が受給資格を審査する）、又は「給付申請（demande de prestation）」フォームをダウンロード、記入及び郵送することによるオンライン登録が可能となっている。受給資格を満たす場合のみ、以後のやり取りに必要な CAF / MSA 番号が割り振られる。受給資格ありと判断さ

れたら、CAF／MSA 番号の取得及び経済的支援の受給に必要な行政手続きを完了しなければならない。これには、経済的必要性を証明する最新の説明資料（状況申告書など）を添付した完全な申請書の提出が含まれる。所得・資産申告書、銀行口座証明書（RIB）及び有効な身元確認資料も必要になることがある。

AUE は、一般の人々を対象とした家族手当公庫（Caisse d'Allocations Familiales : CAF）と、農業従事者を対象とした農業社会共済（Mutualité Sociale Agricole） : MSA）が管理している。被害者は、CAF アカウントを通じてオンラインで、又は社会保障事務所に出向いて、又は警察への訴状提出時に直接、申請を行うことができる。

ASF もオンライン又は対面で申請できる。

<https://pension-alimentaire.caf.fr/>

NGO : FNSF が運営する DV ホットライン 3919 番は、即時支援を提供する NGO に被害者を誘導することができる。Les Restos du Cœur は、無料の食料品セットや衛生用品、ベビー用品に加え、ホームレスの人々に温かい食事とシェルターを提供している。Le Secours Populaire は、無料の衣料品や生活必需品とともに、無料で店頭の食料品を選べるサービスを提供している。La Croix-Rouge は、食料品セット、温かい食事、サンドイッチなど複数の形態で食料品を配布し、低価格の古着販売店を運営している。Banques Alimentaires は、食料品を無料で入手できるようにしている。こうしたサービスを利用するには、地域の役所又は地域社会福祉センター（CCAS）に相談する。

銀行：一部の銀行では、被害者の単独名義で無料口座を開設できるようにし、加害者であるパートナーに知られず、同居する住居にも紐付けられないようにして被害者の安全が守られるようにしている。このサービスは、全国女性連帯連盟（Fédération Nationale Solidarité Femmes : FNSF）（3919 番）に加盟している 81 の協会との協力の下で提供されており、14 の連合会と提携している Crédit Mutuel 支店と全 CIC 店舗を通じて利用できる。

<https://solidaritefemmes.org/trouver-une-association-violences-femmes/>

また、Nickel 銀行サービスを提供する「bureau de tabac」（タバコ販売店）で銀行口座を開設することもできる。Nickel は、居住証明なしですぐに手軽に利用開始できる銀行サービスである。

https://nickel.eu/fr/points-de-vente?_gl=1*h5xbba*_gcl_au*MTY10DAyMDc4Ni4xNzM5OTY2Nzk1

ソーシャルワーカー：地域の役所又は地域社会福祉センター（CCAS）に相談する。役所（Mairie）の問い合わせ先情報：<https://www.adresses-mairies.fr/>

(3) 受給の要件

CAF／MSA：フランスの DV 被害者が家族手当公庫（Caisse d'Allocations Familiales : CAF）及び農業社会共済（Mutualité Sociale Agricole : MSA）を通じて利用できる緊急援助金プログラムの利用資格を得るには、過去 12 カ月以内に発行された家庭内暴力の公的証拠（保護命令、警察の調書、検察官の意見書など）を提示する必要がある。外国人は有効な居住許可（観光ビザを除く）を得ていることが条件となる。援助は所得の多寡にかかわらず受けられ、金額は家族構成に基づいて決定され、積極的連帯収入（Revenu de Solidarité Active : RSA）の等級表を用いて計算される。援助金の支給は通常 3～5 営業日で処理される。CAF 又は MSA に既に登録されている被害者は、オン

ライン又は地域の事務所を通じて申請できる。詳細は、CAF (www.caf.fr) 及び MSA (www.msa.fr) を通じて確認できる。

食料援助：被害者は、地域の役所又は地域社会福祉センター（CCAS）に相談して食料援助を申請できる。ソーシャルワーカーとの面談を申し込んで、援助の受給資格を判断してもらい、必要書類の一覧を受け取ることができる。被害者は、現在の状況を漏れなく把握して判断してもらえるよう、必要なすべての書類を揃えて面談に備えろとよい。納税通知書、給与明細書、CAF/MSA の証明書、家族年金記録、その他の収入源などの収入証明を提示する必要がある。家賃の領収書、公共料金の請求書、健康保険や住宅保険、ローン返済スケジュール、電話やインターネットの料金の請求書など、必要不可欠な毎月の支出に関する書類も用意する。車を所有している場合は、保険料と燃料費の証明書が必要。子どもがいる人は、保育や学校に関連する費用の記録も提示する。電化製品の緊急交換や車の修理など、最近の突発的な出費によって経済状況が厳しくなった場合は、そのことを裏付ける書類を提出できる。ソーシャルワーカーとの面談時に、状況を説明して必要書類をすべて提出する。ソーシャルワーカーは被害者の事例を検討し、食料援助を受ける資格があるかどうかを判断する。受給資格があれば、食料援助を受けられる場所と支援期間に関する情報が被害者に伝えられる。援助が承認されたら、指定された団体又は CCAS に出向き、そこで支援プログラムの仕組みについての案内を受けることになる。CAF/MSA の証明書は、受給した手当、扶養している子ども、及び家族の人数に関する情報を記載したもので、オンラインで個人アカウントでログインして [Request a payment and family quotient certificate] から、又は CAF/MSA の事務所に出向いて、又は電話で取得できる。

銀行：3919 番に問い合わせて申請資格を確認する。

Nickel：口座を開設するには、有効な身分証明書を提示し電話番号を伝える必要がある。開設時に約 20 ユーロの初回登録料が必要。手続きが完了すると数分で口座が開設され、支払いカードと銀行口座証明書（Relevé d'Identité Bancaire：RIB）が手渡される。

(4) 支援の内容

- 普遍的緊急援助金（AUE）：有効な居住資格を有する被害者は、安全な住宅や生活必需品の確保など、緊急に必要な出費を賄うために、CAF/MSA を通じて無利子の貸付金又は返還不要の給付金を申請することができる。
- 家族・生活費支援：子どもを持つ被害者は、法的決定を待つ間に一時的な養育の支援を提供するひとり親支援手当（Allocation de Soutien Familial：ASF）を含む家族手当（CAF/MSA）の受給資格を得られる場合がある。
- 食料援助と生活必需品：Les Restos du Cœur、Le Secours Populaire、La Croix-Rouge、Banques Alimentaires などの NGO が、無料の食料品セット、衛生用品、衣類を提供している。こうしたサービスは、地域の役所の地域社会福祉センター（Centre Communal d'Action Sociale：CCAS）を通じて利用できる。
- 経済的自立のための銀行口座に関する支援：Crédit Mutuel や CIC などの一部の銀行で、FNSF（3919 番）と協力して DV 被害者が秘密の銀行口座を開設できるようにしている。また被害者は、タバコ販売店（bureau de tabac）で居住証明を求められずに Nickel 銀行サービスを通じて口座を開設することもできる。
- 交通及び公共サービスに関する支援：ソーシャルワーカーは、被害者が CAF/

MSA、CCAS、又は地域の社会福祉サービスを通じて無料又は低料金での公共交通機関の利用や、家賃、公共料金、家計費に充てるための緊急資金援助を申請するための相談に応じている。

- 金融カウンセリング、家計管理：経済的に不安定な被害者は、債務免除プログラムや緊急無利子貸付、ファイナンシャルプランニングサービスの利用に関してソーシャルワーカーに支援を求めることができる。

(5) DV 被害者が外国人の場合の配慮

法的な居住資格を持たない被害者でも、Les Restos du Cœur、Le Secours Populaire、La Croix-Rouge、Banques Alimentaires などの人道支援団体を通じて食料援助、衛生用品、衣類などの生活必需品のサービスを受けることができる。こうしたサービスは、地域の役場の CCAS 事務所を通じて利用でき、そこでソーシャルワーカーに緊急援助の申請手続きの進め方について相談できる。

銀行サービスは不法滞在の被害者でも利用できる。Crédit Mutuel や CIC などの銀行では、全国女性連帯連盟（Fédération Nationale Solidarité Femmes : FNSF）（3919 番）と協力して、DV 被害者の経済的自立を支えるために秘密の銀行口座を開設できるようにしている。また、タバコ販売店（bureau de tabac）で利用できる Nickel 銀行サービスでは、居住証明を求められずに口座を開設できるようにして、被害者が確実に援助金を受け取れるようにしている。

(6) その他、生活保護に関する有益な情報

経済的暴力は、フランスの法律では DV の一形態として認められていないが、2014 年にフランスが批准したイスタンブール条約では言及されている。経済的暴力とは、被害者がパートナーの行動によって金銭面で支配されたり、資産や収入源を奪われたり、基本的なニーズを満たすことができなくなったりしている状況を指す。フランスの法律は、被害者が経済的自立を回復し、本来支払われるべき金銭を確実に受け取り、さらなる搾取を受けずに済むようにするためのいくつかの法的救済策を用意している。

被害者は、家事事件裁判官（Juge aux Affaires Familiales : JAF）に金銭面に関する一時的な措置を申立てることにより緊急の経済的保護を求めることができる。例えば、共同口座の凍結、一方のパートナーによる家計の不適切管理の防止、家計費公平負担の確保などの措置がある。フランス民法典第 214 条では、配偶者は各自の経済力に応じて家計費を負担することと規定しており、また第 215 条では家族の住居の一方的な売却や譲渡を禁止している。被害者はまた、最終判決の前であっても、離婚手続き中の緊急の配偶者扶助料を要請したり、子どもの養育費の支払いを求めたりすることができる。

DV 被害者が共同銀行口座から法的に離脱する必要がある場合は、まず銀行に書面で通知し、口座の閉鎖又は変更を依頼する必要がある。共同口座の名義人両方の同意が必要な場合であって DV 加害者が同意を拒否するときは、以後の共同名義での取引を阻止するため、被害者は連名で行った許可を一方的に取り消すことができる。フランス民法典第 221 条に基づき、各共同口座名義人は共同名義解消前に生じた債務については解消後も責任を負う。

経済的遺棄（パートナーが必要な金銭等を提供することを拒否すること）を受けている被害者は、家族遺棄（abandon de famille）の罪で警察又は憲兵隊に刑事告訴できる。

家族遺棄罪は、裁判所命令で課された経済的義務を 2 カ月以上にわたり果たさない場合に該当し、法的責任を伴う。加えて被害者は、未払いの養育費や配偶者扶養料がパートナーの給与から直接差し引かれるよう求めることもできる。この措置は執行吏（huissier de justice）を通じて行われ、加害者であるパートナーの給与又は銀行口座から自動的に送金されるようにすることができる。

借金を強制されたり不正な金銭授受の取決めにさせられたりしている被害者は、自身の資産や収入を守るための措置を講じることができる。加害者であるパートナーが被害者の名義で借金をしたり被害者の同意なく借金を重ねたりした場合、被害者は銀行に連絡して口座の共同名義の解消や共同クレジット契約からの離脱を依頼できる。深刻な経済的困窮に陥っている被害者は、フランス銀行（Banque de France）に過剰債務状態（surendettement）を申立てることができ、債務の弁済猶予、再調整、又は免除を受けられる場合がある。債務免除手続きについて詳しくは、www.banque-france.fr で確認、又は電話番号 34 14 番に問い合わせることができる。

また、特に被害者が加害者であるパートナーに経済的に依存していた場合は、状況が変わったことをフランス国庫（Trésor Public）に通知する必要がある。DV と家族構成の変化について報告することにより、被害者は税金の調整や制裁金免除、未納の税金、罰金、社会保障保険料などの公金債務についての調整を受けられるようになる場合がある。調整の申請は、地域の公共財政センター（Centre des Finances Publiques）に出向いて、又は税務手続き相談電話 0809 401 401 番で、又は www.impots.gouv.fr の [Messagerie sécurisée] セクションから正式な申請書を送信して行うことができる。

緊急の法的アドバイスを必要とする被害者は、経済的に困窮している人々からの相談に無料で応じる法律扶助サービス（Maisons de Justice et du Droit）に相談できる。全国女性連帯連盟（Fédération Nationale Solidarité Femmes : FNSF）のヘルプライン 3919 番では、秘密厳守の支援を行っている。また債務や経済的不安定を抱えた被害者は Crésus（09 69 39 54 28 番、www.cresus.org）によるファイナンシャルプランニングサービスを利用できる。

緊急援助金を受給できない被害者は、地域の団体や宗教団体を通じて提供される地域密着型の支援プログラムの対象となる可能性がある。一部の慈善団体が、食料、衛生用品、子どもの学用品などの必需品のための 1 回限りの資金援助や緊急バウチャーを提供している。こうしたプログラムの内容は地域によって異なる。利用できる支援について、地域の役所（Mairie）（<https://www.adresses-mairies.fr/www.adresses-mairies.fr>）を通じて地域社会福祉センター（Centre Communale d'Action Sociale : CCAS）に問い合わせることができる。

雇用されている被害者は、給与の前払いや雇用主による資金援助プログラムを利用できる場合がある。会社によっては、緊急の費用を賄うために従業員が給与の早期支給を申請できるところや、無利子貸付金や給付金を提供する従業員支援制度が用意されているところもある。会社の人事部門又は会社のソーシャルワーカー（assistante sociale d'entreprise）に相談するとよい。

長期的な経済的安定が得られず困窮している人のために、フランス銀行（Banque de France）の過剰債務救済プログラム（Surendettement des Particuliers）による債務整理サービスが用意されている。このプログラムは、深刻な経済的困難を抱える人が必要不可欠な出費を優先して借金の返済の調整や猶予を受けられるようにするものである。申し込みはオンラインで www.banque-france.fr で、又は電話番号 34 14 番（市内通話

料金が発生)で受け付けている。

子どもを扶養している被害者は、フランスの教育制度を通じて給食費の免除又は減額、教育援助金、課外活動援助金などの特別手当を受けられる場合がある。学校は困窮世帯に一時的な資金援助を提供している。援助の申請は、子どもが通う学校の社会福祉部門 (Service Social en Faveur des Élèves-SSFE) を通じて、又は教育省 (Ministère de l'Éducation Nationale) のヘルプライン (01 55 55 10 10 番) から行うことができる。

被害者の経済的自立を支援するために、Crésus や Secours Catholique のような団体が、金融リテラシープログラム、家計管理ワークショップ、手当申請手続きの支援を行っている。

- Crésus (金融教育・債務支援) : www.cresus.org | 電話 : 09 69 39 54 28
- Secours Catholique (緊急援助・社会支援) : www.secours-catholique.org | 電話 : 01 45 49 73 00

3 家族・育児給付等

(1) 概要

フランスでは、家族手当公庫 (CAF : Caisse d'Allocations Familiales) 又は農業社会共済 (MSA : La mutualité sociale agricole) が管理する様々な給付を通じて、農村地域の家族に対する経済的支援を行っている。子どもがいる DV 被害者は、経済的援助及び保育サービスの利用を確保する支援を受けられることがある。家族給付には家族手当 (Allocations Familiales) が含まれ、20 歳未満の扶養される子どもが 2 人以上いる世帯を支援する。金額は、所得水準及び子どもの数によって異なる。3 歳未満の子どもを養育するために、一時的に職業活動を中止又は短縮した親は、育児分担給付 (PreParE) を受けることができる。

保育方法自由選択補足手当 (CMG : Complément de Libre Choix du Mode de Garde) は、働く親を対象に、ベビーシッターの雇用又は子どもの託児所への入所などの育児費用の一部を補填する。もう一方の親からの経済的支援を受けず、ひとりで子育てを行うひとり親は、ひとり親支援手当 (ASF : Allocation de Soutien Familial) を受けられることがある。障害のある子どもがいる家族は、追加の世話費用を補填するための、障害のある子どもの養育手当 (AEEH : l'Allocation d'Éducation de l'Enfant Handicapé) を受けることができる。

被害者は、オンライン又は地域の事務所で CAF/MSA に登録することにより、これらの給付を申請することができる。申請手続きには、所得証明書、銀行口座証明書 (RIB) 及び身元確認資料が必要となる。子どもの養育費を求めるひとり親に対しては、CAF/MSA は、未払扶養定期金取立機関 (ARIPA : Agence de recouvrement et de l'intermédiation des pensions alimentaire) を通じて親間の仲介者として機能することにより、経済的支援を促進することができる。

家族手当公庫 (CAF : Caisse d'Allocations Familiales) が提供する国の給付に加えて、地域及び地方自治体は、家族、特に DV 被害者に対して、追加の経済的及び社会的支援を提供する。役所 (Mairie) 及び地域協議会は、地域社会福祉センター (CCAS : Centre Communal d'Action Sociale) を通じて、家族を支援する上での重要な役割を果たしている。

各自治体では、補助金対象の託児所 (Crèche)、放課後プログラム及び自治体の保育所

など、低価格の保育オプションを提供している。これらのサービスは、DV の影響を受けた人など、脆弱な立場にあるひとり親世帯及び家族が、優先的に利用できる場合が多い。被害者は、地域の役所（Mairie）を通じて、又は保育提供者に直接、これらのサービスを申請することができる。一部の自治体では、認可を受けた専門家が自宅で幼児の世話をを行う在宅保育支援も提供している。

学齢期の子ども（3 歳以上）に対しては、低所得世帯の子どもが栄養価の高い食事を低価格又は無料で受けられるようにするため、地方自治体が学校給食補助金を提供している。家族は、役所（Mairie）の地方教育部門又は学校の管理部門を通じて、これらの補助金を申請することができる。また、一部の地域では、経済的に困窮している家族を支援するために、学校用品、教科書及び交通機関に対する経済的援助を行っている。どの学校でも、親の状況が悪化した場合には、緊急資金援助を利用できるようにしている。これは、学校のソーシャルサービスに連絡することで利用することができる。DV 被害者は、特に移転し、子どもを新しい学校に入学させる必要がある場合においては、教育費を補填するための追加支援を受けられることがある。

また、地域自治体は、青少年プログラム及び課外活動補助金を提供し、低所得世帯の子どもたちがスポーツ、芸術及び文化活動に低価格で参加できるようにしている。DV 被害者は、子どもが社会活動及びレクリエーション活動に参加できるよう、地域協議会に経済的援助を要請することができる。

経済的に困難な状況にある家族に対しては、地域のソーシャルサービスが追加的な住宅援助、心理的支援及び家族カウンセリングを提供することがある。被害者は、これらのサービスを利用するために、地域の役所（Mairie）又は県議会（Conseil Départemental）のソーシャルワーカーに相談することができる。また、学校には家庭内暴力の影響を受けた子どもを支援する専任の学校ソーシャルワーカー及び心理学者がおり、子どもたちの感情的及び学業的な幸福を確保している。

居住権を持つ外国人被害者は、すべての CAF、MSA 及び地域の給付を利用することができる。居住許可を持たない者は、個々の状況により、利用が制限されることがある。亡命又は人道的保護を求める被害者は、支援を受けるために、La Cimade 又は RAJFIRE などの専門機関に相談するべきである。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

CAF/MSA

受給資格基準を満たす場合には、被害者は、家族手当公庫（CAF : Caisse d'Allocations Familiales）又は農業社会共済（MSA : La mutualité sociale agricole）を通じて、家族手当を申請することができる。登録が必須となっており、最寄りの CAF/MSA 事務所での対面登録（その場合、職員が受給資格を評価する）、又は「給付申請（Demande de prestation）」フォームをダウンロード、記入及び郵送することによるオンライン登録が可能となっている。資格を持つ者のみが、将来のやり取りに必要な CAF/MSA 番号を受け取る。適格と判断された場合、被害者は、CAF/MSA 番号の取得及び経済的支援の利用に必要な行政手続きを完了しなければならない。これには、経済的必要性を証明する最新の説明資料（状況申告書など）を添付した完全な申請書の提出が含まれる。資産申告書、銀行口座証明書（RIB）及び有効な身元確認資料も必要になることが

ある。

地域社会福祉センター (CCAS : Centre Communal d'Action Sociale)

CCAS は、緊急経済的援助、食糧援助、住宅支援並びに学校給食及び保育に対する補助金などの地域のソーシャルサービスを提供している。また、ソーシャルワーカーを配置し、家庭内暴力の被害者が行政手続きを進めることを支援している。被害者は、地域の役所 (Mairie) に連絡し、ソーシャルワーカーとの面談の予約をするべきである。経済的援助、育児援助及び住宅支援の申請は、世帯所得及び緊急性に基づいて処理される。各 CCAS の連絡先情報は、地域の役所 (Mairie) 又は自治体のウェブサイトを確認することができる。

県議会 (Conseil Départemental)

各県議会 (Conseil Départemental) は、地域レベルで社会的援助を管理し、緊急経済的援助、心理カウンセリング並びに保育及び住宅への優先利用などのサービスを提供している。家庭内暴力の被害者は、県が管理するソーシャルサービスを通じて、支援を要請することができる。被害者は、地域の県議会 (Conseil Départemental) 事務所を訪れる、又は社会支援サービスを提供している地域の県連帯センター (MDS : Maison Départementale des Solidarités) に連絡することができる。ソーシャルワーカーは受給資格を評価し、給付申請を支援する。各県議会の連絡先情報は、検索エンジンに県連帯センター (Maison Départementale des Solidarités) と入力し、その後に県名を入力することにより入手することができる。

(3) 支援の要件

- 居住地：申請者は合法的にフランスに居住し、安定的及び定期的な住宅を有していなければならない。外国人は、免除されない限り (例：EU/EEA 市民)、有効な居住許可を必要とすることがある。
- 年齢：ほとんどの CAF/MSA 給付は、18 歳以上の成人が利用可能であるが、家族給付などの一部の手当は、法的に独立している場合には未成年者にも適用される。
- ステータス及び所得：受給資格は、申請する援助の種類 (住宅支援、家族手当、RSA など) によって異なり、給付は所得制限の対象となることが多い。積極的連帯収入 (RSA : Revenu de Solidarité Active) のような一部の給付では、申請者が求職中であるか、又は職業復帰に積極的に取り組んでいる必要がある。

必要書類：身分証明書 (パスポート、居住許可)。所得証明書 (納税証明書、給与明細)。家族構成 (出生証明書、裁判所文書)。直接支払い用の銀行口座詳細 (RIB)。

DV 被害者は、住所及び経済的情報の安全を確保するために、案件の機密処理を要求することができる。地域社会福祉センター (CCAS : Centre Communal d'Action Sociale) のソーシャルワーカーは、CAF/MSA 申請及び追加的な地域の給付について案内することができる。

(4) 支援の内容

- 家族手当 (Allocations Familiales) : 扶養される 20 歳未満の子どもが 2 人以上いる家族に対する経済的援助。金額は、子どもの人数に応じて増額し、所得によって異なる。
- 家族補足手当 (Complément Familial) : 3 歳以上の子どもが 3 人以上いる低所得世帯に対する追加的な経済的支援。受給資格は所得制限による。
- ひとり親支援手当 (ASF : Allocation de Soutien Familial) : もう一方の親からの経済的援助を受けず、ひとりで子育てを行うひとり親に対する支援。養育費が未払いの場合、CAF/MSA (ARIPA) は支払いを繰り上げ、未払いの親からそれらを回収することができる。親は、他の成人と同居してはならない。子どもは 20 歳未満でなければならない。この手当に経済的要件はない。
- ひとり親加算 (Majoration pour Parent Isolé) : 家族手当を受けており、3 歳未満の子どもが 1 人以上いるひとり親に対する追加給付。
- 乳幼児基礎手当 (Paje : Allocation de Base) : 3 歳未満の子どもがいる家族に対する、幼児期の費用を補填するための月々の給付。所得条件に従う。
- 育児分担給付 (PreParE : Prestation Partagée d'Éducation de l'Enfant) : 3 歳未満 (養子縁組された場合は 20 歳未満) の子どもを養育するために、親が仕事を短縮又は中止した場合における、親に対する経済的援助。金額は、仕事の短縮率及び所得によって異なる。
- 保育方法自由選択補足手当 (CMG : Complément de Libre Choix du Mode de Garde) : ベビーシッター、保育補助者の雇用又は子どもの託児所 (Crèche) への入所など、親による育児費用の負担に対する支援。金額は、所得及び子どもの年齢によって異なる。
- 育児親休暇 (Congé Parental d'Éducation) : 子どもの出生又は養子縁組後に、親は無給休暇を取得することができる。給与は支給されないが、親は PreParE 給付の資格を得られることがある。
- 新学期手当 (ARS : Allocation de Rentrée Scolaire) : 低所得世帯に対する、6 歳から 18 歳の子どもの学費負担を支援するための毎年の経済的援助。金額は、子どもの年齢によって異なる。
- 障害のある子どもの教育支援 (Aide à la Scolarité des Enfants en Situation de Handicap) : 障害のある子どもがいる家族に対する経済的援助であり、学校関連費用、適応教育プログラム及び専門の移動手段を対象とする。
- 障害のある子どもの養育手当 (AEEH : Allocation d'Éducation de l'Enfant Handicapé) : 20 歳未満の障害のある子どもを養育する家族に対する経済的援助であり、教育、医療ニーズ及び専門のケアの支援を提供する。
- AEEH 補足手当 (Complément d'AEEH) : 集中医療、治療又は在宅援助を必要とする子どもがいる家族に対する追加的な経済的援助。
- 養育費回収援助 (Intermédiation Financière de la Pension Alimentaire) : CAF/MSA は、ARIPA 代理店を通じて、未払いの養育費を回収し、受取人である親に直接送金することができる。
- ひとり親家庭支援基金 (Fonds de Solidarité pour les Familles Monoparentales) : 特に他方の親が経済的に貢献しない場合における、経済的困難に直面しているひとり親に対する経済的援助。

(5) DV 被害者が外国人の場合の配慮

不法滞在の被害者の子どもは、親の在留資格にかかわらず、公立学校及び託児所 (Crèche) に入る権利がある。登録必要書類：親及び子どもの身元確認資料 (例：戸籍謄本、身分証明書、パスポート、出生証明書の抜粋の写し又は宣誓陳述書)。住所証明

書類（例：賃貸借契約書の写し、電気料金の請求書又は宣誓供述書）。

公立の幼稚園（Écoles maternelles）は 3 歳から 6 歳の子どもを受け入れているが、自治体の託児所（Crèche）は、地域の空き状況に応じて、より幼い子どもを受け入れることがある。親は、役所（Mairie）又は地域の大学区国民教育事務局（DSDEN : Direction des Services Départementaux de l'Éducation Nationale）事務所を通じて、子どもを登録しなければならない。

CAF/MSA 給付は通常、不法滞在の被害者は利用できないが、地域の役所（Mairie）にある地域社会福祉センター（CCAS : Centre Communal d'Action Sociale）は、緊急保育補助金及び自治体の託児プログラム無料利用を提供することができる。特定の地域では、困窮しているひとり親又は家族に対して、保育援助などの裁量的な経済的援助を提供している。

詳細については以下を参照：
<https://refugies.info/fr/demarche/61702a98b46dbd0014fa27a4>

(6) その他、家族・育児給付等に関する有益な情報

子どもを巻き込む家庭内暴力の状況は、被害者にとって特に深刻である。親権を失わず、子どもを暴力から守り続けるために、手続きに従うよう注意しなければならない。法的手続きを行うことにより、養育費を確実に受領することができる。これには、多くの場合、法的協議が必要となる。

法的援助：DV 被害者は、経済的状況に応じて法的費用の全部又は一部を補填する法的援助制度である裁判援助（l'aide juridictionnelle）を申請することができる。この支援により、被害者は、弁護士又は執行吏（huissier de justice）などの法律専門家から法的代理を得ることができる。法的援助は、法的手続き前又は手続き中に要請することができる。被害者は、裁判援助（l'aide juridictionnelle）が支援する事件を引き受ける弁護士を選ぶこと、又は申請することにより弁護士の割り当てを要求することができる。

法的援助の受給資格は、主に所得水準、居住資格及び法的ニーズによって決定される。大抵の場合、申請者は法的手続きに参加し、特定の所得要件を満たし、フランス居住権を有していなければならない。既存の保険契約で法的費用が補填される可能性のある者は、申請前にその補償範囲を確認しなければならない。しかしながら、緊急又は深刻な状況にある個人に対しては例外が存在する。強姦などの暴力犯罪の被害者、保護命令（Ordonnance de protection）を申請している者及びフランス領土出国義務（OQTF : Obligation de Quitter le Territoire Français）を受けた個人は、自動的に法的援助の承認を受けることがある。さらに、特別な状況（Situation digne d'intérêt）に分類される、極度の困難を経験している個人についても対象となることがある。DV 又は移民の権利を専門とする組織は、これらの申請を支援することができる。

法的援助申請は、裁判扶助局（BAJ : Bureau d'Aide Juridictionnelle）に提出しなければならない。BAJ が申請の処理を担当する。被害者は、自身の地域又は被告の地域の BAJ 事務所で申請することができる。このプロセスには、申請書の記入及び、該当する場合には、申請者の保険が法的費用を補填していないことを証明するための不払い証明書（Attestation de non-prise en charge）の記入が含まれる。申請書は、確実に提出証明をするために書留郵便（Lettre recommandée avec accusé de réception）で送付しなければならない。すべての書類のコピーを保管することが推奨される。

保護命令（Ordonnance de protection）に対する法的援助が要請された場合、申請は標準的な場合よりも迅速に処理される。手続きは裁判所によって異なることがあるため、申請者は、関連する司法裁判所（Tribunal judiciaire）に連絡し、具体的な指示を受けなければならない。申請書に記入する際、被害者は、加害者に保護命令を交付する責任を負う裁判所職員の費用を負担しないことを確実にするために、執行吏（Huissier）ボックスにチェックを入れなければならない。

申請書の提出後、決定書が申請者の登録住所に郵送される。処理時間は、保護命令の案件では数日、通常申請では数週間である。法的援助が拒否された場合、申請者は、拒否通知の受領から 15 日以内に異議申立て（Recours）をすることができる。異議申立ては、同じ BAJ 事務所に書留郵便で送付されなければならない、弁護士又は法的援助を専門とする協会に支援を求めることが望ましい。

フランス語を話さない被害者は、法的手続き中に通訳者サービスを利用することができる。弁護士、無料法的支援を提供する組織又は通訳支援可能な信頼できる個人が同行することが推奨される。裁判所は審問に際して通訳者を準備するため、被害者は、法的援助申請を提出次第、言語ニーズを裁判所に通知するべきである。

非居住者であっても、特定の状況下においては法的援助を受けることができる。フランス居住権を持たない被害者においても、重大な犯罪の被害者であった場合、保護命令を求めている場合又は法的に認められた脆弱な立場にある場合には、申請をすることができる。移民支援などをする専門機関は、このプロセスを通じて申請者の相談に乗ることができる。

4 住宅支援

(1) 概要

家族手当公庫（CAF : Caisse d'Allocations Familiales）及び農業社会共済（MSA : La mutualité sociale agricole）は、個別住宅援助（APL : Aide Personnalisée au Logement）、家族住宅手当（ALF : Allocation de Logement Familial）及び社会住宅手当（ALS : Allocation de Logement Social）など、いくつかのプログラムを通じて低所得者及び家族に対する経済的援助を提供している。これらの給付は、所得、家族規模及び住宅状況に基づいて、適格世帯の家賃又は住宅ローンの支払いを補填する支援を行う。DV 被害者は、住宅援助を優先的に受けられることがあり、安定的な宿泊施設を確保するための緊急経済的援助を申請することができる。

民間部門の住宅については、保証金、前払い家賃又は移転費用のための経済的援助を、住宅連帯基金（FSL : Fonds de Solidarité pour le Logement）（家賃援助、保証、未払い家賃の援助を提供する）を通じて利用することができる。また、Action Logement の Locapass では、保証金及び家賃保証を対象とする無利息ローンを提供している。

限られた経済的資産しかない DV 被害者は、低家賃住宅（HLM : Habitation à Loyer Modéré）としても知られる社会住宅（Logement social）を申請できることがある。社会住宅は、民間賃貸市場よりも著しく低い料金で賃貸管理された宿泊施設を提供している。DV 被害者は、安定的な宿泊施設の迅速な利用を確保するために、社会住宅に申請する際に優先的な地位を得られることがある。

社会住宅は、受給資格基準及び優先的ニーズに基づいて住宅を割り当てる責任を負う組織である社会住宅提供者（Bailleurs sociaux）によって管理されている。申請は所得制限及び個人の状況に応じて評価され、DV 被害者などの緊急の住宅不安に直面している

個人が優先される。

暴力による危険性が高い人のために司法当局が提供するセキュリティ機器である重大な危険を通報する電話（Téléphone Grave Danger）を所持する被害者は、社会住宅の割り当てにおいて最優先とみなされる。DV を経験したが、この機器を所持していない被害者についても、特に DV を理由として共有住宅を離れた場合には、優先住宅に関する法律に基づく迅速な住宅配置の資格を得られることがある（適用法：建築・住宅法典（Code de la construction et de l'habitation）第 L.441-1 条）。

社会住宅提供者（Bailleurs sociaux）は、出身、健康状態、性的指向又は宗教などの要因に基づいて申請者を差別することを法的に禁止されている。DV 被害者が、住宅拒否又は住宅遅延において差別が関与していると疑う場合、権利擁護機関（Défenseur des Droits）を通じて苦情を申立てる、又は反差別団体に法的支援を求めることができる。

（2）調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

CAF／MSA：受給資格基準を満たす場合には、被害者は、家族手当公庫（CAF：Caisse d'Allocations Familiales）又は農業社会共済（MSA：La mutualité sociale agricole）を通じて、家族手当を申請することができる。登録が必須となっており、最寄りの CAF／MSA 事務所での対面登録（その場合、職員が受給資格を評価する）、又は「給付申請（Demande de prestation）」フォームをダウンロード、記入及び郵送することによるオンライン登録が可能となっている。資格を持つ者のみが、将来のやり取りに必要な CAF／MSA 番号を受け取る。適格と判断された場合、被害者は、CAF／MSA 番号の取得及び経済的支援の利用に必要な行政手続きを完了しなければならない。これには、経済的必要性を証明する最新の説明資料（状況申告書など）を添付した完全な申請書の提出が含まれる。資産申告書、銀行口座証明書（RIB）及び有効な身元確認資料も必要になることがある。

住宅連帯基金（FSL：Fonds de Solidarité pour le Logement）：DV の外国人女性被害者などの低所得者に対して、家賃の支払い、保証金、家賃保証及び未払い家賃についての経済的援助を提供する。各県議会（Conseil Départemental）は独自の FSL プログラムを管理しており、受給資格基準は地域によって異なる。申請は、地域の役所（Mairie）www.adresses-mairies.fr の地域社会福祉センター（CCAS：Centre Communal d'Action Sociale）又は県議会（Conseil Départemental）www.service-public.fr のソーシャルワーカーを通じて行われなければならない。

また、France Services centers を介して支援を受けることもでき、そこでは対面ガイダンスを提供している：www.cohesion-territoires.gouv.fr/france-services

Action Logement が提供する Locapas：経済的に困難な状況にある入居者に対して、保証金を補填し、家賃支払いを保証する無利息ローン。家庭内暴力の被害者など、民間部門の従業員及び社会復帰プログラムの個人が利用することができる。申請は、Action Logement のウェブサイトからオンラインで行うか、地域の Action Logement 代理店で直接行うことができる。CCAS のソーシャルワーカー及び被害者支援組織は、申請の支援を行うことができる。www.actionlogement.fr。顧客サービス電話番号：+33 9 70 800 800（月曜日から金曜日まで、午前 9 時から午後 6 時まで）。代理店位置検索：最寄りのアクション・ロジモン（Action Logement）事務所を検索：www.actionlogement.fr/agences

社会住宅を求める DV 被害者は、申請準備並びに安全的及び安定的な宿泊施設の確保について、地域のソーシャルワーカー、ADIL<https://www.anil.org/lanil-et-les-adil/votre-adil/>又は CCAS サービスに連絡し、支援を受けることが推奨される。

一般的な行政支援については、PIMMS 調停（PIMMS Médiation）が、公共サービス、医療、失業給付及び税金申告の利用を支援する。このサービスは無料であり、主にフランス語で利用することができる。被害者は、公式ディレクトリ<https://www.pimmsmediation.fr/>を通じて、最寄りの PIMMS 調停（PIMMS Médiation）センターを探すことができる。

社会住宅の申請は、公式社会住宅登録簿を通じて行われなければならない。これは、国家ポータル<https://www.demande-logement-social.gouv.fr/index>を介してオンラインで行う、又は地域の社会住宅提供者（Bailleurs sociaux）、役所（Mairie）若しくは県庁（Préfecture）などの指定された申請場所で直接行うことができる。申請には、身分証明書、所得証明書及び保護命令、警察報告書又は家庭内暴力の状況を証明するソーシャルワーカーからの手紙などの住宅緊急事態の正当な理由を証明する書類を添付しなければならない。

申請が提出された後、緊急度及び優先度の状態に基づいて処理される。住宅が与えられた場合、被害者は、社会住宅提供者（Bailleur social）から正式な申し出を受けるが、定められた期間内にそれを受諾しなければならない。直ちに利用できる住宅がない場合には、被害者は、社会住宅が利用可能になるまで、一時的な宿泊援助を受けられることがある。申請が遅延又は拒否された場合、被害者は、住宅請求権（DALO : Droit au Logement Opposable）を通じて訴訟をエスカレートできることがある。DALO は、緊急の必要性が証明された場合において住宅の優先的な利用を認めるものである。

(3) 支援の要件

家族手当公庫（CAF : Caisse d'Allocations Familiales）及び農業社会共済（MSA : La mutualité sociale agricole）

は、居住許可、所得及び住宅に関する特定の基準を満たす個人及び家族に対して住宅給付を提供する。主な住宅給付には、個別住宅援助（APL : Aide Personnalisée au Logement）、家族住宅手当（ALF : Allocation de Logement Familial）及び社会住宅手当（ALS : Allocation de Logement Social）がある。CAF/MSA 住宅給付の受給資格を得るためには、申請者は、以下の条件を満たさなければならない。

- 法的に有効な居住権でフランスに居住すること（フランス国民、EU 市民又は有効な居住許可を有する EU 以外の国民）。
- 安定的及び定期的にフランスで生活すること（旅行者及び短期滞在者は対象外）。
- 給付の申請を行うすべての非 EU 国民については、有効な居住許可を提出すること。
- 定住所を有すること（民間賃貸、社会住宅又はホストファミリー手配）。

住宅給付の受給資格は、世帯所得に基づく。CAF/MSA は、前年からの所得を評価し、世帯の総資産は特定の基準額を超えてはならない。これらの所得制限は以下によって異なる。

- 世帯構成（独身者、夫婦、子ども、扶養家族）。
- 住宅種類（民間賃貸、社会住宅、持ち家）。

- 地理的位置（パリ及び大都市圏では基準額が異なる）。

CAF / MSA は、毎年改定される所得尺度を使用する。申請者は、<https://www.caf.fr/www.caf.fr> の CAF / MSA オンラインシミュレータを使用して受給資格を推定することができる。

住宅給付を受けるには、申請者は以下の条件を満たさなければならない。

- フランス国内の主たる住宅について、貸借、転貸又は住宅ローンの返済を行っていること。
- 賃貸借契約書（契約証）又は住宅ローン契約書を有すること。
- 貸借料又は住宅ローン返済金を家主又は銀行に直接支払うこと。
- 最低限の居住基準を満たしている住宅（基準以下、危険又は違法でない住宅を意味する）に住んでいること。

DV 被害者は、住宅給付を優先的に受けられることがあり、虐待するパートナーの所得を考慮せずに申請することができる。被害者が共有世帯を離れた場合、CAF / MSA は個人の経済的状況のみに基づいて給付を再計算することがある。被害者は、CAF / MSA に状況を報告し、以下のような証明書類を提供するべきである。

- 保護命令（Ordonnance de protection）。
- 家庭内虐待を証明する警察報告書又は法的手続き書。
- ソーシャルワーカーによる意見書又は紹介書。

暴力の危険に直面している者のために司法当局によって割り当てられた緊急電話である重大な危険を通報する電話（TGD : Téléphone Grave Danger）を与えられた被害者は、申請により自動的に社会住宅を割り当てられることがある。住宅申請プロセスの詳細については、被害者は、重大な危険を通報する電話（Téléphone Grave Danger）機器又は関連する被害者支援サービスを管理する組織に問い合わせることができる。

DV を経験しているが、重大な危険を通報する電話（Téléphone Grave Danger）を所持していない被害者についても、建築・住宅法典（Code de la Construction et de l'Habitation）第 L.441-1 条に基づく優先申請者として認められている。DV のために共有住宅を離れた個人は、待機期間は県によって大きく異なるが、社会住宅を迅速に利用する権利がある。一部の地域では、社会住宅の高い需要により、優先的な立場であるにもかかわらず遅延が生じている。

社会住宅への待機期間が長期化している DV 被害者は、住宅請求権（DALO : Droit au Logement Opposable）に基づき、優先的な処理を要求できることがある。この手続きは、県レベルの調停委員会（Commission de Médiation）によって管理されており、緊急に住宅を必要とする個人が、社会住宅の割り当てを迅速に確保することを可能にする。

DALO の資格を得るには、申請者は、社会住宅の一般的な受給資格条件を満たし、以下の優先基準の 1 つ以上に該当することを証明しなければならない。

- 適切な提案を受けることなく、長期間にわたり社会住宅の待機者リストに載っていること。
- 住宅を持たず、友人又は親戚の住宅に一時的に滞在していること。
- 現在の住宅からの退去を命じる裁判所命令を受けていること。
- 6 カ月を超えて宿泊施設又はホテルに住んでいること。
- 現在の住宅が、居住に不適切、不衛生又は危険であること。
- 本人又は扶養家族に、適応住宅を必要とする障害があること。

- 1人以上の未成年の子どもがおり、過密又は不十分な住宅に現在住んでいること。

プロセスが複雑であるため、DALO 申請を正しく完了するために、ソーシャルワーカー又は被害者支援組織からの支援を求めることが強く推奨される。

(4) 支援の内容

- 住宅給付：適格な低所得世帯に対する、家賃又は住宅ローンの支払いを支援するための APL、ALF 及び ALS を通じた支援。
- 緊急住宅援助：重大な危険を通報する電話（TGD : Téléphone Grave Danger）を所持する者など、DV 被害者に対する社会住宅（HLM）の優先利用の提供。
- 民間住宅向け経済的援助：住宅連帯基金（FSL : Fonds de Solidarité pour le Logement）による保証金、前払い家賃及び未払い家賃の支援並びに Action Logement の Locapass による家賃保証のための無利息ローン。
- 優先的社会住宅配置：虐待のために共有住宅を離れた被害者に対する迅速な住宅申請であり、住宅請求権（DALO : Droit au Logement Opposable）手続きに基づく追加支援を伴う。
- 差別に対する法的保護：住宅差別に直面している被害者は、権利擁護機関（Défenseur des Droits）に苦情を申立てる、又は反差別団体からの法的支援を求めることができる。
- 機密処理：被害者は、CAF/MSA を通じて住所保護及び経済的再評価を要求し、虐待者が自身の位置情報又は経済的情報を入手できないようにすることができる。
- 住宅プログラムにおける社会的及び心理的支援：暫定住宅又は社会復帰宿泊センター（CHRS : Centres d'Hébergement et de Réinsertion Sociale）に入居した被害者は、メンタルヘルスサービス、法的援助及び職業紹介プログラムを利用することができる。

(5) DV 被害者が外国人の場合

行政上の課題はあるものの、DV の外国人女性被害者は、法的居住許可の有無にかかわらず、社会住宅、CAF/MSA 補助金、緊急経済的援助及び安定した宿泊施設を確保するための法的経路を通じて、住宅支援を受けることができる。

フランスの法的居住権を持つ外国人女性は、社会住宅（低家賃住宅（HLM : Habitation à Loyer Modéré））を申請することができる。正規の在留資格を持たない被害者についても、人道的理由で居住許可を取得する過程にある場合（特に、苦情を申立てている場合又は法的手続きが進行中の場合）には、申請できることがある。ソーシャルワーカー及び被害者支援組織は、必要書類の作成を支援することができる。

(6) その他、住宅支援に関する有益な情報

DV 被害者は、CAF/MSA、社会住宅提供者（Bailleurs sociaux）及び地方自治体に住宅援助申請の機密処理を要求することができる。これにより、新しい住所が加害者であるパートナーに開示されないことが保証される。社会住宅又は住宅補助金を申請する場合、被害者は、以前の共有住宅に書類が送付されないよう、住所保護（CAF/MSA 書類断絶 : Dissociation de dossier CAF/MSA）の必要性を当局に通知するべきである。

DV 被害者は、虐待によって自宅を離れることを余儀なくされた場合、法的に立ち退きを強制されることはない。フランス住宅法第 10-3 条に基づき、暴力によって自宅を出た被害者は、家賃を滞納している場合であっても、立ち退きから保護される。立ち退きの危険にさらされている者は、ソーシャルワーカー、法的援助サービス又は権利擁護機関（Défenseur des Droits）に直ちに支援を求めるべきである。

被害者が、加害者との共同の経済的取決めにおいて生活していた場合には、住宅給付を申請する際に、被害者は、個別での経済的状況の再評価を求めることができることがある。CAF/MSA 及び社会住宅提供者は、従前の申請に加害者の経済的情報が含まれていた場合であっても、被害者の所得のみに基づいて受給資格を再計算することができる。被害者は、CAF/MSA、ソーシャルサービス又は社会住宅提供者（Bailleurs sociaux）に通知し、警察報告書、保護命令又は DV による別居を証明する裁判所の判決などの証明書類を提供するべきである。

虐待行為のある家庭に住んでいたが、賃貸借契約に名前が記載されていない被害者についても、住宅支援の対象となることがある。賃貸仲介（Intermédiation locative）及び住宅連帯基金（FSL : Fonds de Solidarité pour le Logement）などの特定のプログラムは、独立住宅に移行する被害者に対して家賃保証を提供している。加害者が唯一の賃貸借契約者である場合、被害者は、裁判所を通じて賃貸借契約の法的移転（Attribution judiciaire du bail）を請求できることがあり、加害者なしで自宅に住み続けることができる。

安定した在留資格を持たない DV の外国人被害者は、居住許可申請に関連した住宅援助を受けることができる。人道的な理由による居住許可（CESEDA 第 L.425-1 条に基づく）を申請することにより、社会住宅及び家賃補助金を利用できる可能性を高めることができる。亡命又は合法化を求める被害者は、La Cimade、RAJFIRE 又は GISTI に相談し、法的手続き中に利用できる住宅の選択肢を検討するべきである。
<https://www.gisti.org/spip.php?page=sommaire>

DV 被害者のための長期的な住宅プログラムには、現地での心理的支援、法的援助及び社会復帰サービスが含まれる。社会復帰宿泊センター（CHRS : Centres d'Hébergement et de Réinsertion Sociale）又は長期暫定住宅に入居している被害者は、自立した生活への復帰を促進するためのメンタルヘルス支援、雇用支援及び児童福祉サービスを受けることができる。

5 求職に関する支援・職業訓練

(1) 概要

フランスで合法的に就労するためには、雇用を明示的に許可する有効な居住許可（Titre de séjour）を有していなければならない。居住許可（Titre de séjour）には、所有者の職業活動への従事を許可する就労許可が含まれている必要がある。

居住許可（Titre de séjour）を有していない場合又は居住許可が就労許可を付与していない場合においても、特定の条件を満たせば就労許可を取得できることがある。適格性は、雇用状況、居住履歴及び雇用主によるスポンサーシップ要件などの要因によって異なる。就労許可の申請は、フランスの入国管理規則に従って提出しなければならず、関連する行政当局の承認を必要とする。

フランスに居住している DV 被害者に対しては、国の職業紹介機関である **France Travail** が、支援及び職業訓練を行うことができる。被害者は、求職支援、キャリアカウンセリング及び職業訓練プログラムを迅速に利用することができる。専門アドバイザーが、被害者が直面している特有の課題に対処するための個別支援を提供する。適格者は、求職中又は研修期間中に経済的援助を受けられることがある。これには、失業給付の利用及び家庭内暴力を経験した後に再就職する者を支援するために設計された専門プログラムの利用が含まれる。**France Travail** は、様々な NGO 及び支援団体と協力し、法的支援、心理的支援及び住宅問題解決策などの包括的なサービスを提供することにより、各個人の回復及び職業能力開発への総合的なアプローチを確保している。

さらに、被害者は、積極的連帯収入（RSA : Revenu de Solidarité Active）などの、CAF/MSA が支援する給付の対象となることがある。RSA は、収入がほとんど又は全くない者のために設計された経済的援助であり、職業訓練又は求職活動を行っている間において利用可能である。雇用又は職業訓練の利用を促進するために、被害者は、保育方法自由選択補足手当（CMG : Complément de Libre Choix du Mode de Garde）を申請できることがある。CMG は、保育費用に対する経済的支援を提供することにより、被害者が職業復帰プログラムへ参加することを可能にする。

CIDFF、Force Femmes 及び Each One などの NGO は、被害者に合わせた職業指導、メンタリング及び能力開発を提供している。

社会復帰宿泊センター（CHRS）に入居している被害者は、職業準備プログラム及び職業紹介サービスを受けられることがある。

雇用主は、差別的とみなされる基準を理由として求職を拒否することはできない。例としては、出身、名前、健康、身体的外観、性別、性的指向又は宗教などが含まれる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

France Travail : サービスを利用するには、**France Travail** への登録が必要となる。これには、公式プラットフォームで個人アカウントを作成し、身分証明書、社会保障番号及び居住証明書などの必要書類を提供することが含まれる。登録プロセスの完了後、アドバイザーが割り当てられ、最寄りの支部での面談が設定される。登録を有効化し、雇用サービスを利用するために、この面談への出席は必須である。登録後、「申請者スペース（Espace candidat）」として知られるオンラインプロフィールを作成しなければならず、これにより求人情報を検索し、簡単に申請を提出できるようになる。求職支援の受給資格を維持するためには、「プロフィール更新（S'actualiser）」と呼ばれるプロセスを通じて、積極的な求職状況を毎月証明する必要がある。この毎月の更新は、申請者スペース（Espace candidat）プラットフォームを介してオンラインで行う。

France Travail への登録後、OpenClassRooms のオンライン訓練プラットフォーム（フランス語でのコースを提供）を 3 カ月間無料で利用できる。さらに、**France Travail** のオンラインデータベースを通じて、又は割り当てられたアドバイザーに相談することにより、職業訓練プログラムを探すことができる。訓練コースは、無料又は有料の場合があり、プログラムによって異なる。選択したコースにおいて支払いが必要な場合には、申請者は、**France Travail** を通じて資金援助を要請できるが、受給資格があり、雇用アドバイザーによる承認を必要とする。訓練プログラムを修了後、受講者は、取得能力の証明である修了証明書（Certificat de réussite）を受け取る。この証明書は正式な学位

には相当しないが、訓練で得た特定の能力を必要とする職種への応募を強化することができる。

アカウントは、以下ウェブサイトにてオンラインで作成することができる：
<https://www.francetravail.fr/accueil/>。個人面談は、電話番号 3949 に電話することで設定できることがある。

CAF/MSA：受給資格基準を満たす場合には、被害者は、家族手当公庫（CAF：Caisse d'Allocations Familiales）又は農業社会共済（MSA：La mutualité sociale agricole）を通じて、家族手当を申請することができる。登録が必須となっており、最寄りの CAF/MSA 事務所での対面登録（その場合、職員が受給資格を評価する）、又は「給付申請（Demande de prestation）」フォームをダウンロード、記入及び郵送することによるオンライン登録が可能となっている。資格を持つ者のみが、将来のやり取りに必要な CAF/MSA 番号を受け取る。適格と判断された場合、被害者は、CAF/MSA 番号の取得及び経済的支援の利用に必要な行政手続きを完了しなければならない。これには、経済的必要性を証明する最新の説明資料（状況申告書など）を添付した完全な申請書の提出が含まれる。資産申告書、銀行口座証明書（RIB）及び有効な身元確認資料も必要になることがある。

CIDIFF：<https://fncidff.info/trouver-mon-cidff/>にある地域の事務所へ相談すること。

Each One：<https://www.eachone.co/formulaire-entreprise> のフォームに入力すること。

Force Femmes：<https://www.forcefemmes.com/inscription/> のフォームに入力すること。

(3) 支援の要件

雇用へのアクセス：居住資格に関する雇用へのアクセスを確認するために、被害者は以下ウェブサイトを参照することができる。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2728>

France Travail サービス：France Travail に登録するには、申請者は、国籍及び居住資格に基づいた特定の資格基準を満たさなければならない。欧州連合（EU）加盟国の国民は、登録を完了するため、有効な身元確認資料を提示する必要がある。非 EU 加盟国の国民は、フランスでの雇用を明示的に許可する有効な居住許可（Titre de séjour）を提供しなければならない。認められた居住許可（Titre de séjour）の包括的リストは、France Travail の公式プラットフォームを通じて入手することができる。最終的な居住許可の交付を待っている者は、特定の場合においては、仮居住許可証（Récépissé）を使用して登録できることがある。仮居住許可証（Récépissé）を使用した登録への適格性は、許可証に付随する特定の権利によって異なる。適格性の確認は、仮居住許可証（Récépissé）を発行した県庁（Préfecture）に相談するか、France Travail 支部に指導を求めることにより行うことができる。

NGO が提供するサービスの恩恵を受けるためには、被害者は、NGO に直接連絡を取るべきである。この支援には特別な要件はないが、一部の地域においては職業訓練が制限されていることがある。

(4) 支援の内容

- 雇用支援：France Travail は、求職支援、職業訓練及びキャリアカウンセリングを提供しており、DV 被害者が優先的に利用できる。
- 職業訓練プログラム：被害者は、France Travail、OpenClassRooms 及び地域の雇用プログラムを通じて、職業能力の開発を目的とした無料又は助成金付きの訓練コースを利用することができる。
- 求職者に対する経済的援助：適格な被害者は、訓練中又は求職活動中の支援を行う積極的連帯収入（RSA : Revenu de Solidarité Active）又は失業給付（ARE / ASS）を受けられることがある。
- 就労中の被害者のための保育支援：保育方法自由選択補足手当（CMG : Complément de Libre Choix du Mode de Garde）は、託児、ベビーシッター又は放課後保育のための経済的援助を提供し、それにより被害者が仕事又は訓練を行うことを可能にする。
- NGO による専門的雇用支援：CIDFF、Each One 及び Force Femmes などの組織は、被害者に合わせたメンタリング、職業指導及び能力構築プログラムを提供している。
- 職場における法的保護：DV 被害者は、法的又は行政的問題のための特別休暇を要求すること、及び柔軟な就労の取決めについて雇用者と交渉することができる。
- 外国人被害者のための就労許可支援：雇用に基づいた居住許可を申請する被害者は、France Travail 及び移民権利を専門とする NGO を通じて、法的指導及び職業紹介支援を利用することができる。

(5) DV 被害者が外国人の場合

フランス語を流暢に話せない外国人被害者は、雇用を確保する上でさらなる課題に直面することがある。France Travail、フランス移民統全局（OFII : Office Français de l'Immigration et de l'Intégration）及び地域の協会は、職場のコミュニケーション及び仕事準備を向上するための、無料又は助成金付きのフランス語コースを提供している。一部の職業訓練プログラムには、特定の業界に合わせたフランス語教育も含まれている。

就労許可及び居住権：独立した居住許可を申請する被害者は、France Travail を通じて雇用支援プログラムを利用できることがある。欧州連合加盟国以外の国民においては、France Travail のサービスを利用するには、就労許可を伴う有効な居住許可を有していることが必須である。法的地位の取得プロセス中にある DV 被害者は、雇用支援プログラムの利用を容易にするための、ソーシャルワーカー、法的援助機関及び専門 NGO からの追加的な支援を受けられることがある。

居住許可（Titre de séjour）は、既に有効な居住許可を有しているか否かにかかわらず、フランスで雇用契約を結んでいる者に対して発行される可能性がある。この許可を取得するための要件の 1 つとして、雇用者は、フランス移民統全局（OFII : Office Français de l'Immigration et de l'Intégration）に税金を支払わなければならない。税金の金額は、雇用契約の期間及び提示された給与によって異なる。申請者の居住資格に基づき追加条件が適用される。

居住許可（Titre de séjour）を既に有している者の場合、就労許可を取得するために特定の条件を満たさなければならない。申請者は、労働力不足のために採用が困難である

ことが証明されている専門的職業及び地理的地域において、フランス人雇用者とフルタイム雇用契約を締結していなければならない。その場合、雇用者は、政府の公式プラットフォームを通じてオンラインで就労許可を申請する必要がある、そこに必要な手順及び証明書類が詳細に記載されている。現在の居住許可（Titre de séjour）が満了する前、又は個人の地位が変更される場合において、申請者は、新しい雇用状況に適応した居住許可を申請するために、県庁（Préfecture）との面談を設定しなければならない。このプロセスは、地位変更（Changement de statut）と呼ばれ、面談時に県庁（Préfecture）によって指定された書類の提出を必要とする。この手続きは、入国滞在法典（CESEDA : Code de l'Entrée et du Séjour des Étrangers et du Droit d'Asile）第 L.421-1 条から第 L.421-4 条に準拠する。

居住許可（Titre de séjour）をまだ有していない人の場合、居住許可は自動的に付与されるものではなく、承認は県庁（Préfecture）の裁量に委ねられる。この手続きは、特別居住許可（Admission exceptionnelle au séjour）と呼ばれ、申請者は、追加の条件を満たす必要がある。外国人の権利を専門とする協会に支援を求めることが強く推奨され、これらの協会は、申請プロセスにおいて無料の法的及び行政的支援を提供している。

特別居住許可を取得するためには、申請者は、フランス人雇用者と雇用契約を締結していなければならない、その契約は無期雇用契約（CDI : Contrat à Durée Indéterminée）又は 6 カ月間以上有効な有期雇用契約（CDD : Contrat à Durée Déterminée）のいずれかでなければならない。雇用契約はフルタイム又はパートタイムとすることができるが、給与は月額法定最低賃金（SMIC）以上でなければならない。さらに、申請者は、連続しているか否かを問わず、過去 2 年間に以内に 8 カ月間以上又は過去 5 年間に以内に 30 カ月間以上就労していたことの証明を提出することにより、フランスでの前職を証明できなければならない。

また、申請者は、5 年間以上フランスに継続して居住していることの証拠を提出しなければならない。ただし、申請者が、フランスでの 24 カ月間以上（過去 12 カ月間以内に 8 カ月間以上を含む）の雇用についても証明することができる場合には、居住期間が 3 年間に短縮されることがある。このプロセスは、CESEDA 第 L.435-1 条及び 2012 年 11 月 28 日付の「(Valls)」通達に基づき規制されている。

申請を裏付けるため、雇用契約書及び給与明細などの正式な雇用関連書類を、職業活動の証拠として提出しなければならない。フランスでの居住証明書は、必要期間全体を対象とするものでなければならない、可能な限り 1 カ月につき 1 つの書類でなければならない。フランスの行政機関が発行する書類が強力な証拠とみなされるが、銀行明細書又は医療記録などの民間機関からの書類も受け入れられることがある。申請者宛の封筒又は親族による証明書などの個人文書が有効な証明とみなされることはほとんどない。居住の証明にあたっては、書類の交付年月日のみが考慮される。例えば、納税通知書は、発行時にフランスにいたことの証明にはなるが、対象となる課税期間全体について居住していることの証明にはならない。

(6) その他、求職支援に関する有益な情報

既に雇用されている被害者に対しては、安全及び職業安定を求めている間において、雇用を保護する法規定が存在する。被害者は、解雇のリスクなく、裁判手続きへの出席又はソーシャルサービスの利用をするための特別休暇を要求することができる。また、在宅勤務又はスケジュール調整などの柔軟な就労の取決めについて、雇用者と交渉するこ

ともできる。France Travail の雇用アドバイザー又は法的援助団体は、フランスの労働法に基づく職場保護に関する指導をすることができる。

職業経験はあるが、公式な資格を有していない被害者については、学位免状又は職業資格を取得する手段として職業経験及び能力を認定するシステムである職業経験認定制度（VAE : Validation des Acquis de l'Expérience）に申請することができる。このプロセスにより、過去の職務経験を公式に認められた資格に変換することができ、広範な再訓練の必要なく雇用可能性を高めることができる。VAE 申請は、France Travail 及び地域の雇用サービスを通じて処理される。

フランスの一部の産業では労働力不足が生じており、DV 被害者は、豊富な経験がなくても雇用にアクセスしやすくなっている。医療、保育、介護、ホスピタリティ及び物流などの分野では、積極的な労働者の募集及び実地訓練を行っている。France Travail 及び職業訓練センターは、これらの分野において特定の求人情報を提供するとともに、政府が資金を提供する実習及びインターンシップの機会を提供している。

脆弱な状況にある人（ホームレス、長期的失業）を雇用する雇用者は、社会保障拠出金の削減、雇用補助金又は税制優遇などの政府のインセンティブを受けられることがある。被害者は、France Travail の雇用アドバイザー又は CCAS のソーシャルワーカーに相談し、これらのインセンティブプログラムに参加している企業を確認するべきである。

6 DV 被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

(1) 概要

フランスでは、DV 被害者は、専用の支援センター、NGO 及びソーシャルサービス機関が提供する包括的な社会的及び法的支援サービスを利用することができる。これらの組織は、緊急支援、法的援助、心理カウンセリング、住宅支援及び職業復帰プログラムを提供し、被害者の安全及び自立の達成を支援している。多くのサービスは居住資格に関係なく利用可能であり、移民及びフランス語を話さない被害者に対しては専門的な支援が提供される。

これらのサービスを支える法的枠組みは、国際法及び国内法の両方に基づいている。女性に対する暴力と DV の防止と撲滅に関する欧州評議会条約（通称イスタンブール条約）は、フランスが批准した重要な国際条約である。この条約は、暴力の防止、被害者の保護及び加害者の起訴をするための包括的な措置を義務付けている。特に、この条約の第 4 条においては、差別なく権利を保護することの重要性を強調し、移民及び非市民などのすべての被害者がサービスを利用できるようにしている。さらに、第 20 条は、被害者の回復を促進するための支援サービスの提供を義務付けており、法的及び心理的カウンセリング、経済的支援、住宅、教育並びに雇用支援を対象としている。第 22 条ではさらに、被害者及びその子どものための多言語による 24 時間年中無休の専門的支援サービスの設置を義務付けている。

国家レベルでは、フランスはイスタンブール条約の原則に沿った法律を施行している。フランスの法制度は DV を禁止し、被害者の保護及び支援のための仕組みを提供している。全国女性連帯連盟（FNSF : Fédération Nationale Solidarité Femmes）、女性・家族情報資料センター（CIDFF : Centres d'Information sur les Droits des Femmes et des Familles）及び地域社会福祉センター（CCAS : Centre Communal d'Action

Sociale)などのソーシャルサービス機関及び NGO は、これらのサービスを提供する上で重要な役割を果たしている。これらの機関は、法的支援、緊急住宅、経済的援助、社会的及び職業復帰の支援を提供している。これらの機関は、在留資格にかかわらず、すべての被害者を支援することを約束しており、フランス語を話さない者のために複数言語におけるサービスを提供していることが多い。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法 (3 機関程度を例に挙げて記入)

全国女性連帯連盟 (FNSF : Fédération Nationale Solidarité Femmes) – 3919 : 秘密厳守のヘルプライン、心理的支援、法的指導、シェルターの紹介及び社会復帰支援。連絡先 : 電話番号 3919 (24 時間年中無休、無料及び匿名)、ウェブサイト : www.solidaritefemmes.org。事前登録不要。

女性・家族情報資料センター (CIDFF : Centres d'Information sur les Droits des Femmes et des Familles) : 法的援助、職業復帰プログラム、カウンセリング並びに社会保障及び親権に関する指導。 www.cidff.info で地域の CIDFF 事務所を検索。被害者は地域の CIDFF 支部への訪問又は電話をすることで、法的又は社会的アドバイザーとの面談をすることができる。

Women For Women France : DV の被害者に対して包括的な多言語資料を提供し、法的指導、心理的支援、経済的援助情報並びに緊急住宅及び雇用サービスの紹介を提供する。この組織はまた、CAF/MSA 給付、社会住宅及び居住資格申請に関連する行政手続きを案内することにより被害者を支援する。サービスは、www.womenforwomenfrance.org の多言語オンラインプラットフォームを通じて利用することができる。被害者は、無料及び秘密厳守の支援を受けることができる。正式な申請をすることなく、被害者は資料の閲覧又は要求をすることができる。

DV 被害者に特化したウェブベースプラットフォームのすべてには、即時退出のための退出ボタンが設置されており、そのほとんどは機密性及びセキュリティを確保するためにプライベートブラウジングモードを通じて利用することができる。大抵の場合において、個人データの収集はされない。

(3) 利用の要件

緊急シェルター、心理的支援及び法的援助などのほとんどのサービスは、所得又は居住資格の要件なく利用することができる。社会保障、経済的支援及び長期的住宅問題解決策を利用するには、居住資格証明、保護命令又はソーシャルワーカー若しくは警察官からの紹介書が必要なことがある。緊急の危険にさらされている被害者は、正式書類がない場合であっても、緊急対応プログラムを通じてサービスを利用することができる。

(4) 支援の内容

- 緊急支援 : シェルター、危機カウンセリング及び法的保護の迅速な利用。
- 法的援助 : 苦情の申立て、保護命令の取得、子どもの親権及び在留資格変更に関する指導。
- 経済的及び住宅支援 : CAF/MSA 給付、住宅連帯基金 (FSL : Fonds de Solidarité pour le Logement) 賃貸支援及び DALO 優先住宅の利用。

- 雇用及び職業訓練：働く被害者に対する、求職活動、職業訓練及び保育支援における支援。
- 心理的及び社会的支援：被害者及びその子どもに対する無料セラピー、グループカウンセリング及びトラウマに配慮したケア。

(5) DV 被害者が外国人の場合の配慮（通訳支援を含む）

DV の非フランス人被害者は、居住許可、亡命申請及び就労許可申請のための法的援助などの専門的支援を受けることができる。多くの組織が通訳サービス及び多言語支援を提供し、被害者による行政手続きを支援している。

- La Cimade 及び RAJFIRE は、移民及び不法滞在者である被害者に対して法的支援及び擁護を提供し、緊急住宅及び経済的援助を利用できるようにしている。
- 多くの CIDFF 支部は、法的又は職業的復帰支援を求めるフランス語を話さない被害者のための通訳者を用意している。
- 3919 ヘルプラインでは、多言語サービスを提供している。
- Women For Women の多言語ポータルでは、15 の言語による資料を提供している。

(6) その他、公的相談支援機関に関する有益な情報

被害者は、警察への訴えを行うことなく、ほとんどの支援サービス（シェルター及び法的支援など）を利用することができる。サービスは、無料及び秘密厳守となっており、緊急の危険にさらされている者が優先される。被害者が不法滞在している場合には、保護命令を要求するか、苦情を申立てることにより、人道的理由による居住許可（Titre de séjour pour raisons humanitaires）の申請を強化することができる。

一般的なサービスとしては、130 の地域における被害者支援協会で構成される全国ネットワークであるフランス被害者連盟（France Victimes）が、DV などのすべての犯罪被害者に対して包括的な支援を提供している。サービスには、法的情報、心理的支援及び司法手続きによる指導が含まれる。最寄りの協会を見つけるには、[フランス被害者連盟（France Victimes）](#)を参照。被害者は、最寄りの協会に直接電話で連絡するか、事務所を訪問することにより支援を受けることができる。

非政府組織は、被害者に対してテーマに沿ったサービスを提供することもできる。

反強姦フェミニスト集団（CFCV : Collectif Féministe Contre le Viol）は、専用ヘルプライン 0 800 05 95 95 を運営し、性的 DV などの性暴力の被害者を支援している。このサービスは無料及び匿名となっており、フランス語を話さない被害者を支援するために多言語での利用が可能となっている。

DV にさらされている子ども及び若年者に対して、119-危険下にある子ども（Enfance en Danger）は、24 時間年中無休の秘密厳守の支援及び介入サービスを提供している。このホットラインは、危険にさらされている未成年者を、必要に応じて児童保護サービス及び法執行機関につなぐものである。

テクノロジーに助長されるジェンダーに基づく暴力（TFGBV）の被害者は、www.stopfisha.orgにある StopFisha のオンラインプラットフォームを通じて支援を受

けることができ、そこでは法的権利、デジタルセキュリティ、虐待的コンテンツの報告に関する資料を見つけることができる。この組織はまた、他の NGO、法執行機関及びデジタルプラットフォームと協力して、オンラインでのセクシャルハラスメント及びサイバー暴力の被害者保護を強化している。

職場における女性に対する暴力反対ヨーロッパ協会（AVFT : Association Européenne Contre les Violences Faites aux Femmes au Travail）は、職場におけるセクシャルハラスメント及びジェンダーに基づく暴力の被害者に対する法的支援及び擁護を提供している。この組織は、法的助言、心理的支援及び法的手続きにおける代理を提供し、被害者が正義を求め、職場の安全を確保することを支援している。この組織のサービスは、全国で利用可能であり、労働者の保護を強化するための政策による権利擁護に積極的に取り組んでいる。連絡先：電話番号：01 45 84 24 24、ウェブサイト：www.avft.org。被害者は、AVFT に電話で連絡するか、ウェブサイトからオンラインで支援要請を提出することができる。

移民又は亡命申請を希望している状況下で DV を経験している被害者に対して、La Cimade は、専門的な法的援助、居住権を確保するための支援及び亡命申請の支援を提供している。DV 被害者に対して、人道的理由による居住許可に関する指導を提供することにより、フランスの行政及び法律制度を利用して安全及び安定を確保する支援を行う。連絡先：電話番号：01 44 18 65 90、ウェブサイト：www.lacimade.org。被害者は、La Cimade に電話で連絡するか、地域の支部を訪れることにより直接の法的支援を受けることができる。

DV の LGBTQ+被害者は、虐待、家族からの拒絶又はホームレスに直面している LGBTQ+の人々を支援することを目的とした組織である Le Refuge を通じて、専門的な支援を受けることができる。Le Refuge は、緊急住宅、心理的支援及び法的支援を提供し、被害者の保護及び安全な環境への復帰を確保している。その全国ヘルプライン及び地域センターは、苦悩する LGBTQ+被害者に対して秘密厳守の支援を提供している。連絡先：電話番号：06 31 59 69 50、全国ヘルプライン：114、ウェブサイト：www.le-refuge.org。被害者は、24 時間年中無休のヘルプラインに連絡するか、ルフュージュ（Le Refuge）のウェブサイトにアクセスして支援を要請することができる。

Mouvement du Nid は、暴力、搾取又は不安定な生活環境の被害者である売春／セックスワーカーの状況にある者（売春から抜け出そうとしている者を含む）に対する専門的な支援を提供している。この組織は、法的支援、社会的及び職業的復帰プログラム、心理的支援及び緊急宿泊施設の紹介を提供している。サービスには、カウンセリング、経済的援助指導、法的擁護が含まれ、性的搾取の被害者が自主性を取り戻し、長期的な支援を受けることができるようにしている。連絡先：電話番号：01 42 82 17 10、ウェブサイト：www.mouvementdunid.org。被害者は、電話で組織に連絡するか、地域の支部を訪れることにより個別支援を受けることができる。この組織は、対面支援、案件評価及び専門サービスの紹介を提供している。

DV 及びセクシャルハラスメントの被害者を支援するために、いくつかのモバイルアプリケーションが開発されている。注目すべきものを以下にいくつか記載する。

- The Sorority : 暴力に直面している女性及びジェンダーマイノリティーをつなぐ世界的な支援ネットワークであり、相互援助及び安全警報のプラットフォームを提供する。www.jointhesorority.com

- App-Elles : 信頼できる連絡先及び緊急サービスに通知するための警報機能を備え、暴力の女性被害者に対する支援を提供する。<https://www.app-elles.fr/>
- Umay : 使用者が自身の体験を信頼できる者と共有し、発生した問題を報告できるようにすることにより、ストリートハラスメントの防止を目的とする。
www.umay.fr
- Garde ton corps : 女性が自身の場所を共有し、安全な場所にアクセスできるようにすることで、ストリートハラスメントから女性を守ることに重点を置いている。
www.gardetoncorps.fr
- Sekura : 緊急警報及び信頼できる連絡先との位置情報共有など、個人の安全を強化する機能を提供している。
- App-Elles Bracelet : App-Elles アプリケーションと連携して機能する接続ブレスレットであり、危険が発生した場合において警報を目立たないように作動することができる。
- HandsAway : 使用者が事件を報告し、地域社会からの支援を受けられるようにすることで、セクシャルハラスメントと戦うことを目的としている。
www.handsaway.fr
- Stop Harcèlement de Rue : ストリートハラスメントと戦うための意識向上及びツール提供に重点を置いている。

さらなる情報として、Mémo de Vie—機密情報を保存し、事件を記録し、法的及び支援資料にアクセスするための機密スペースを提供することにより、繰り返される暴力の被害者を支援できるように設計された安全及び個人的なデジタルプラットフォーム。このツールは、被害者が長期にわたる虐待を記録し、法的手続きで使用される可能性のある記録を管理するのに特に有用である。ウェブサイト : www.memo-de-vie.org

7 その他の自立支援制度

DV 被害者は、経済的、職業的及び社会的自立を達成する上で長期的な課題に直面することが多い。雇用及び住宅支援に加えて、被害者が自主性及び安定を取り戻すための取り組みもいくつか存在する。

教育

復学又は新たな資格の取得を目指す被害者のために、地域協議会は、虐待的な状況を脱し、再就職する女性のために特別に設計された助成金及び奨学金を提供している。これらの経済的援助は、授業料、交通費、教材費及び保育費を補填することにより、被害者が追加の経済的負担なしに教育に集中できるよう支援する。各地域は、独自のプログラムを管理している。地域協議会の公式ウェブサイトアクセスするか、地域協議会の事務所に直接連絡して、利用可能な助成金及び申請手続きについて問い合わせること。

高等教育又は大学進学に関心のある被害者は、国立学生支援センター（CNOUS : Centre National des Œuvres Universitaires et Scolaires）を通じて、経済的援助を申請することができ、そこでは経済的に困窮している者に対して学生助成金、宿泊施設支援及び助成金付き食事を提供している。申請手順に関する情報は、www.etudiant.gouv.frで入手できる。

フランス語コース

- Alliance Française－集中クラス及び夜間クラスなど、あらゆる習熟度レベルのフランス語コースを提供する世界的ネットワーク。ウェブサイト：www.alliancefr.org 又は+33 1 42 84 90 00 に問い合わせること。
- Campus France－国の認定を受けた研修センターなどの全国のフランス語コースに関する情報を提供する政府機関。ウェブサイト：www.campusfrance.org。
連絡先：+33 1 40 40 58 58
- ソルボンヌ・フランス文明講座（CCFS : Cours de Civilisation Française de la Sorbonne）－あらゆるレベルに対応した体系的な語学コースを提供し、個人がフランスの学問的及び職業的環境に溶け込めるよう支援する。ウェブサイト：www.ccfs-sorbonne.fr。連絡先：+33 1 44 10 77 00
- 地域の役所（Mairie）が提供する語学コースについては、被害者は、最寄りの役所（Mairie）又は地域社会福祉センター（CCAS : Centre Communal d'Action Sociale）を訪問することで見つけることができる。フランス各地の役所のディレクトリは、www.adresses-mairies.fr で入手できる。

デジタル及び技術支援

被害者が自立を回復するためには、安全なコミュニケーション及び技術の利用が不可欠である。デジタルツールの安全利用を必要とする被害者は、図書館、地域社会センター及びフランスサービス事務所にある公共デジタルスペース（EPN : Espaces Publics Numériques）を訪れることができ、そこではコンピュータ及びインターネットを無料で使用することができる。一部の地域では、社会保障を受けている者のために、再生コンピュータを低価格で提供している。被害者は、最寄りの EPN を www.francetravail.fr/trouver-mon-epn で確認することができる。

安全なモバイル通信を必要とする者については、全国女性連帯連盟（FNSF : Fédération Nationale Solidarité Femmes）及び女性基金（La Fondation des Femmes）などの組織が、危機的状況にある被害者に対して緊急携帯電話を配布している。これらの電話を使用することで、支援サービスに目立たないように連絡することができ、虐待的な状況を離れる際にも連絡を取り合うことができる。
<https://fondationdesfemmes.org/>

経済的教育及び起業支援

起業又は自営業を目指す被害者は、小規模事業プロジェクトの資金援助を目的とする少額融資プログラムを利用することができる。経済イニシアティブ権利機関（ADIE : Association pour le Droit à l'Initiative Économique）は、DV 被害者などの金融不安に直面している者に対して、小口融資、経済的コーチング及びビジネスメンタリングを提供している。起業に関心のある被害者は、www.adie.org へアクセスするか、09 69 32 81 10 へ電話することにより支援を求めることができる。

さらに、BGE（Boutiques de Gestion）では、独立して仕事を始めようとしている者のために、ビジネス創造のワークショップ、コーチング及びネットワーキングの機会を提供している。この組織は、女性起業家に特化した支援を行い、地域経済開発プログラムと協力した資金調達解決策を提供している。詳細については、www.bge.asso.fr を参照。

地域社会及び社会復帰支援

経済的自立だけでなく、社会復帰プログラムも被害者の生活再建を支援する上で重要な役割を果たしている。多くの地域において、女性のエンパワーメントワークショップ、ピアサポートグループ及び信頼構築プログラムが提供されている。これらの取り組みは、女性・家族情報資料センター（CIDFF : Centres d'Information sur les Droits des Femmes et des Familles）などの組織によって提供され、自己啓発、法的エンパワーメント及び職業復帰に重点を置いている。被害者は、最寄りの CIDFF を www.cidff.info で確認することができる。

また、DV によって新たな都市に移住した被害者は、地域社会に溶け込むための支援を必要とすることがある。多くの自治体では、役所（Mairie）及び地域の協会を通じて、地域交流イベント、語学コース及び文化オリエンテーションプログラムを提供している。被害者は、役所（Mairie）のウェブサイトをチェックするか、直接訪問することにより、利用可能なプログラムを確認することができる。

長期自立のための心理的及び感情的回復

DV のトラウマからの回復は、自立に向けた重要な一歩である。セラピーサービスに加えて、アートセラピー、トラウマに配慮したヨガ及びマインドフルネスのプログラムが、特定の被害者支援センター及び NGO で利用することができる。Women Safe & Children などのプログラムは、被害者のための専門的なトラウマ回復ワークショップを提供し、自信及び情緒的安定を取り戻すための支援を行っている。被害者は、01 39 10 85 35 に連絡するか、www.women-safe.org にアクセスすることで、Women Safe & Children に連絡することができる。

III. その他の関連情報

支援文化

過去 10 年間に於いて、フランスにおける DV に対する意識は著しく高まり、それにより公的議論、政策変更及び被害者への支援措置が強化されている。被害者が多くの場合において感じる羞恥心は、その立場を変えつつある。特にイスタンブール条約の完全遵守を確保する上でのギャップは残っているものの、フランス社会においては、暴力を経験した女性は国家による保護及び支援を受ける権利があるというのが一般的な感情である。声を上げることは重要な一歩であり、加害者に近い者を避けるよう注意すべきではあるが、被害者は、信頼できる人々、ソーシャルワーカー及び公的機関に相談し、必要な援助を利用することが奨励される。

母国への帰国

他方の親の明示的な同意又は裁判所の決定を得ずに子どもを連れてフランスを離れることは、フランス刑法第 227-5 条に基づく尊属による未成年者奪取の罪（Soustraction d'enfant）の告発などの重大な法的効果をもたらすことになる。この犯罪は、親が DV から逃れている場合でも適用され、刑事訴追、親権の喪失及び法的保護の取得困難につながることになる。フランスが批准した、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）は、もう一方の親が国際的な法的仕組みを通じて子どもの返還を求め

ることを認めており、子どものフランスへの強制送還につながる可能性がある。法的許可なく国を離れるのではなく、被害者は、移住を検討する前に家事事件裁判官（JAF : Juge aux Affaires Familiales）による裁定を求め、保護監護の取決めをすることが推奨される。専門の法的援助サービス及び被害者支援組織は、親及び子どもの両方を保護する法的措置が確実に取られるよう指導することができる。

被害者は、フランス移民統合局（OFII : Office Français de l'Immigration et de l'Intégration）を通じて、自主的帰国支援（ARV : Aide au Retour Volontaire）を申請することができる。

この支援には、旅費の支払い、航空券及び移動費の補填、経済的支援及び出発準備を円滑に進めるための事務的支援が含まれる。このプログラムを利用することにより、被害者は、母国内の希望する地域に戻ることができる。

自主的帰国支援（Aide au Retour Volontaire）の資格を得るには、申請者は以下のいずれかの状況に該当しなければならない。フランスでの法的居住資格がないこと（Situation irrégulière）、正式なフランス領土出国義務（OQTF : Obligation de Quitter le Territoire Français）の対象となっていること、又は亡命申請が拒否された、若しくはそのプロセスの中止を選択していること。追加条件には、以前に自主的帰国支援を受けていないこと、及びフランスに 6 カ月以上居住していることを証明できることが含まれるが、ケースバイケースでこれらの条件の免除が認められることがある。

自主的帰国支援の申請は、OFII に直接提出しなければならない。最寄りの事務所連絡先は、OFII の公式ウェブサイトを確認することができる。自主的帰国手続きに関する詳細情報は、www.retourvolontaire.fr で入手可能であり、フランス語、英語、アラビア語、スペイン語、ロシア語及び中国語などの複数言語による資料が用意されている。

特定の状況において、また特定の国に対しては、帰国した者が母国で安定した状態を確立できるように、追加的な再就職支援（Aide à la réinsertion）が提供されることがある。この支援には、住宅確保、雇用確保又は起業支援が含まれることがある。再就職支援の詳細は、OFII に直接連絡することにより取得することができる。